

平成19年第2回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第1号）

平成19年6月6日（水曜日） 午前 9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議会運営委員会報告
- 第 3 会期の決定
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 行政報告
- 第 6 報告第 1号 平成18年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 報告第 3号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 9 報告第 4号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について
- 第10 報告第 5号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について
- 第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第12 諮問第 2号 人権擁護委員候補者に対する意見について
- 第13 平成19年度町政執行方針
- 第14 一般質問
- 第15 議案第 1号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算
- 第16 議案第 2号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第17 議案第 3号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算
- 第18 選挙第 1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙について
- 第19 発議第 1号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書（案）
- 第20 議員派遣について
- 第21 閉会中の継続調査について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村山 義 明 君 |
| 5番 星川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	野	邑	智	雄	君					
教	育	長	福	家	義	憲	君				
総	務	課	長	米	屋	彰	一	君			
総	務	課	参	事	小	林	生	吉	君		
総	務	課	参	事	遠	藤	義	一	君		
総	務	課	主	幹	神	成	和	弘	君		
産	業	建	設	課	長	柴	田	弘	君		
産	業	建	設	課	参	事	中	原	直	樹	君
保	健	福	祉	課	長	奥	村	文	男	君	
保	健	福	祉	課	参	事	竹	内	義	博	君
教	育	次	長	石	川	篤	君				
会	計	管	理	者	高	井	秀	一	君		
国	保	病	院	事	務	長	青	木	彰	君	
自	動	車	学	校	長	浅	野	豊	君		
南	宗	谷	消	防	組	合	鳥	田	博	君	
中	頓	別	支	署	長	遠	藤	美	代	子	君

○職務のため出席した事務局職員

議	会	事	務	局	長	和	田	行	雄	君
議	会	事	務	局	書	記	田	辺	めぐみ	君

◎開会の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから平成19年第2回中頓別町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時30分）

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（石神忠信君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員につきましては、会議規則第118条の規定により、議長において3番、東海林さん、4番、村山さんを指名します。

議会運営委員会開催のため、ここで議場の時計で9時35分まで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時31分

再開 午前 9時35分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎議会運営委員会報告

○議長（石神忠信君） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

議会運営委員長の報告を求めます。

星川さん。

○議会運営委員長（星川三喜男君） おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。

平成19年第2回中頓別町議会定例会の運営に関し、議会運営委員会を開催したので、結果報告を申し上げます。

1、本定例会の会期は、本日6月6日から翌7日までの2日間とする。なお、本定例会に係る事件が本日中にすべて終了した場合は、会議規則第7条の規定により、会期を残し、閉会することとする。

2、一般質問について、通告期間内に通告したのは5名です。質問内容は重複はありませんが、再質問、再々質問の際は、一問一答を守るよう留意されたい。

三つ目、町提出議案の第1号から第3号については、いずれも本会議で審議する。一般会計補正予算については、大型の補正予算であり、政策予算でもあることから、提案理由は詳細に説明されたい。

4、陳情の取り扱いについて、陳情第1号 地方財政に関する意見書採択を求める陳情

外郵送による陳情3件は、いずれも議長預かりとする。6月5日に受理した高橋義明氏からの陳情第4号については、その写しを議員に配付し、町民からの意見反映として尊重する。

5、意見書について、地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書は、議員発議により本会議で審議する。

6、北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙、町村議会議員区分は、候補者推薦期間内に団体推薦8名、個人推薦1名、合わせて9名の推薦があり、定員8名を超えたため、地方自治法第291条の5及び広域連合規約の規定により、選挙を実施する。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） これにて議会運営委員会報告は終了しました。

◎会期の決定

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第3、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長報告のとおり、本日6月6日から7日までの2日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日6月6日から7日までの2日間とすることに決定しました。

◎諸般の報告

○議長（石神忠信君） 日程第4、諸般の報告を行います。

私からの報告事項につきましては、議長一般報告、例月出納検査報告など、お手元に印刷配付のとおりですので、ごらんの上、ご了承願います。

閉会中の陳情の受理取り扱いは、議会運営委員会報告のとおりでございます。

なお、稚内市において宗谷町村議長会定期総会が開催されまして、役員改選の結果、会長には本吉元弘礼文町議会議員、それと私と天野重光枝幸町議会議員が副会長に選出されました。そのほかの役職に関しましては、別紙をごらん願います。

また、6月12日に札幌市において道町村議長会定期総会が開かれますが、宗谷町村議長会から提案される議題につきましては、本町議会が提起した不採算運営地区病院における診療報酬基準の緩和及び財政支援についてが選ばれましたので、これを定期総会で報告したいと思います。

毎年管内町村議会が持ち回りで開催しております議員研修会の来年度の開催地が本町になっておりますけれども、研修会のあり方をめぐって今議論となっております。今後議員アンケートなどを実施した上で、来年の1月の議長会総会で最終決定されることになっておりますので、あわせてご報告申し上げます。

続きまして、南宗谷衛生組合議会報告につきましては、同組合議員に報告をいたさせます。

西原さん。

○1番（西原央騎君） 平成19年第2回定例会において、南宗谷衛生施設組合議会報告を行います。

会議名、平成19年第1回南宗谷衛生施設組合議会臨時会。

日時については、平成19年5月17日、会期は1日、午後2時開議で行われました。

場所は、南宗谷衛生施設組合会議室（浜頓別町）。

出席議員、西原、村山議員。

会議結果について報告します。議案第1号 南宗谷衛生施設組合監査委員の選任について、議案第2号 南宗谷衛生施設組合公平委員の選任について。上記議事日程のとおり進行し、南宗谷衛生施設組合監査委員の任期満了に伴う議案第1号については、原案どおり西原央騎（中頓別町）が選任され、南宗谷衛生施設組合公平委員の任期満了に伴う議案第2号についても原案どおり林幸雄氏（浜頓別町）、藤井隆氏（中頓別町）、清光生順氏（枝幸町）の3名が選任されました。

報告は以上です。

○議長（石神忠信君） これで諸般の報告は終了しました。

◎行政報告

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、行政報告を行います。

町長から報告の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） おはようございます。平成19年第2回町議会の定例会を招集いたしましたところ、全員の議員の皆さん方のご出席をいただきましたことにまずお礼を申し上げます。

それでは、私から、5月7日以降昨日までの町長の一般行政報告につきましては、印刷物で配付のとおりであります。1点だけ行政報告させていただきたいと思っております。

副町長の退任についてであります。副町長が5月31日付で任期満了により退任をいたしました。今後は、副町長を欠員にして、私を先頭にして職員が一丸となって、副町長の分も町民に迷惑をかけないように職務を執行してまいりたいと思っております。そういう意味では、議員の皆さん方のご協力を今まで以上によりしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（石神忠信君） これで行政報告は終了しました。

◎報告第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、報告第1号 平成18年度中頓別町一般

会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第1号 平成18年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 平成18年度中頓別町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成18年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。

繰越計算書、次のページをお開きください。3款民生費、1項社会福祉費、事業名、後期高齢者医療制度保険料徴収システム及び住基システム開発事業で、金額が640万8,000円、翌年度繰越額は同額の640万8,000円。

11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、事業名、公共土木施設災害復旧事業で、金額が2,345万8,000円ですが、入札による執行減107万8,000円と18年度執行分76万9,000円で、翌年度繰越額が2,161万1,000円です。なお、これらは、19年第1回定例会で設定した繰越明許費です。

以上、報告いたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みといたします。

◎報告第2号

○議長（石神忠信君） 日程第7、報告第2号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第2号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 報告第2号 平成18年度中頓別町国民健康保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成18年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告いたします。

繰越計算書、1款総務費、1項総務管理費、事業名、後期高齢者医療制度に伴う国民健

康保険システム改修事業、金額につきましては258万円、翌年度繰越額、全額の258万円を繰り越すものがございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第8、報告第3号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第3号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について、保健福祉課竹内参事に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事（竹内義博君） 報告第3号 平成18年度中頓別町介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について。

地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越した平成18年度繰越明許費の計算書を同法施行令第146条第2項の規定によりこれを報告する。

次のページをお開きください。1款総務費、1項総務管理費、事業名、後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修事業、金額につきましては164万8,000円、翌年度繰越額につきましては164万8,000円、同額でございます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第9、報告第4号 中頓別観光開発株式会社の経営状況の報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第4号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について、

産業建設課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 報告第4号 中頓別観光開発株式会社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、中頓別観光開発株式会社の経営状況を別紙のとおり報告する。

第19期定時株主総会が5月の28日に開催されました。総会では、新たな役員体制での1年間の営業、収支の状況が報告され、第20期営業計画案、収支予算案が審議され、満場一致で採択されました。

1ページ、第19期営業報告について、読み上げて説明とさせていただきます。平成18年度より指定管理者制度が導入され、1年が経過しました。新制度のもとで営業活動を展開してきましたが、消費人口の減少など今日の社会環境の影響などもあり、前年を下回る部門もありましたが、営業活動方針による実績においては、町内外の老人クラブ、各種サークルなどの会食の増加、また利用推進では各種イベント開催、参加、無料送迎バスの運行、ポイントカードの発行、食堂オーダー時間の延長などの実施により、総合収支ではリニューアルオープンに向けた営業日数の減や宿泊料の改定による減収分を最小限に食いとめることができ、次期繰越金を計上できる決算となりました。以下、営業部門別の対前年比は下記のとおりです。宿泊者数2,471人、前年比97.5%、入館者数1万7,109人、前年比98.3%、会食者数、利用件数97件、前年比154%、利用人数2,115人、前年比164.5%。

2ページ、会議につきましては、記載のとおりです。

3ページ、会社組織についても記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

4ページ、役員、従業員名簿についても記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

7ページ、損益計算書から12ページ、比較販売費及び一般管理費につきましては、別紙配付の中頓別観光開発株式会社経営状況説明資料で説明いたします。1ページをお開きいただきたいと思います。比較損益計算書の当期、18年度決算額、C及び前期比較、CマイナスAのみの説明といたします。純売上高、A、5,265万679円、前期比較234万4,702円の増、内訳、収入高、入館料から宿泊食事料までの小計1,851万2,835円、前期比較284万1,995円の減、宿泊室料、宿泊食事1,584万4,870円、前期比較841万2,237円減。飲食売上高、食堂売り上げから飲料売り上げまで小計1,939万5,573円、前期比較444万6,414円の増。売店売上高、自販機売り上げから売店売り上げまでの小計472万8,220円、前期比較6万6,535円の減。業務受託収入977万3,000円、前期比較77万3,000円の増。その他の収入24万1,051円、前期比較3万3,818円の増。売り上げ原価、B、1,

206万6,323円、前期比較275万1,575円の増、内訳、期首棚卸し高から自動販売機仕入れ高までの合計1,372万5,419円、前期比較217万4,169円の増。期末棚卸し高165万9,096円、前期比較57万7,406円の減。売り上げ総利益、A引くBですが、4,058万4,356円、前期比較40万6,873円の減。販売費及び一般管理費4,110万387円、前期比較148万5,158円の増、内訳につきましては、次ページで説明いたします。2ページをお開きください。報酬390万円、前期比較30万円の増、賃金、法定福利費小計1,667万1,315円、前期比較65万8,992円の増、広告宣伝費から雑費まで小計2,052万9,072円、前期比較52万6,166円の増。合計4,110万387円、前期比較148万5,158円の増です。

1ページにお戻りください。売り上げ総利益から販売管理費及び一般管理費を引いた営業損失51万6,031円。営業外収益、受取利息、雑収入を合わせて8,522円、経常損失50万7,509円。特別損失、固定資産除却損として1万1,750円、法人税、住民税を加え、当期純損失59万9,259円となりました。

下表の株主資本等変動計算書のとおり、前期末残高の利益剰余金60万8,901円から当期変動額の純損益金59万9,259円を引きますと、利益剰余金当期末残高が9,642円となりました。

報告第4号の6ページにお戻りいただきたいと思います。貸借対照表について説明いたします。資産の部、流動資産、現金及び預金から未収入金まで1,441万5,671円、固定資産、出資金5,000円、資産の部合計1,442万671円。負債の部、流動負債、買掛金から未払消費税まで441万1,029円、純資産の部、株主資本、資本金1,000万円、利益剰余金、繰越利益剰余金9,642円、負債及び純資産の部合計1,442万671円となっております。

それから、15ページをお開きいただきたいと思います。第20期の営業計画についてご説明いたします。営業活動並びに広報の展開について、町内の老人クラブ、寿大学、各種サークル、各種団体等に対する営業及びピンネシリ岳登山など、町観光協会と連携し、自然を利用した体験観光とピンネシリ温泉でしか体験できない効能をアピールし、客数の増加に向け積極的な営業活動、広報の展開に取り組んでまいります。2、魅力ある施設の利用推進のために、各種イベントの開催、入浴ポイントカードシステムの継続、入浴者の送迎の日の継続を行ってまいります。3、魅力ある憩いの場のために、宿泊、各種宴会で地場製品の提供に努めてまいります。4、魅力ある売店の拡充のために、中頓別の特産品を初めさまざまなアイテムの取り入れを行います。

16ページ、19年度損益計算書について説明いたします。19年度予算額、Bのみ説明いたします。純売上高、A、5,130万円、内訳、入館料500万円、宿泊室料、宿泊食事1,450万円、食堂売り上げ900万円、会食売り上げ780万円、飲料売り上げ120万円、自動販売機売り上げ200万円、売店売り上げ260万円、業務受託収入

900万円、その他の収入20万円。売り上げ原価、B、1,080万円、内訳、仕入れ高630万円、売店仕入れ高350万円、飲料仕入れ高100万円。売り上げ総利益、A引くB、4,050万円、販売費及び一般管理費4,050万円を見ております。17ページに詳細が記載されております。

以上で中頓別観光開発株式会社の経営状況報告といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、これにて本件は報告済みといたします。

◎報告第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第10、報告第5号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告を行います。

提出者から内容の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 報告第5号 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 有限会社中頓別振興公社の経営状況報告について。

地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、有限会社中頓別振興公社の経営状況を別紙のとおり報告する。

同公社の第12回社員総会は、5月28日、役場会議室で開催され、平成18年度事業報告、貸借対照表、損益計算書が加藤代表取締役から報告され、原案どおり承認されたほか、平成18年度各会計監査報告も承認されました。また、平成19年度事業予算の設定についても、原案どおり可決されました。代表取締役の選任では加藤恵洋氏の退任により竹内輝幸氏、それと取締役辞任に伴う後任の選任では前総務課長の退職により現総務課長がそれぞれ選任されました。

それでは、平成18年度決算内容を総合損益明細書で説明させていただきます。6ページをお開きください。レク施設では、公園とスキー場の収入で、指定管理料、パークゴルフ利用料、テニスコート利用料、リフト収入、雑収入合わせて2,346万5,687円、これに対し、支出は役員報酬や給料、手当、賃金などのほかに修繕費や燃料費、資材費合わせて2,023万8,074円の決算で、事業利益が322万7,613円となりました。

一般廃棄物処理施設では、委託料収入3,030万3,000円のほか、雑収入6万5,

520円、合わせて3,036万8,520円の収入に対し、支出は給料、手当、賃金、修繕費、燃料費などの経費合わせて3,036万8,520円の決算となり、収支差し引きゼロとなりました。

鍾乳洞施設は、指定管理料、雑収入合わせて373万5,384円、これに対し、支出は賃金、電気料、浄化槽管理委託料など合わせて361万6,702円の決算で、事業利益が11万8,682円となりました。

天北厚生園への委託である給食事業は、委託料収入4,624万8,000円の収入に対し、支出は給料、手当、賃金のほか食材費、消耗品費などの経費合わせて収入と同額の4,624万8,000円の決算となりました。

食堂は、同公社の自主財源で、スキー場ロッジのラーメンやカレーライスの売り上げ及び施設使用料、ゴルフ券の販売などで302万7,414円の収入に対し、支出は賃金や商品仕入れ等の経費合わせて収入と同額決算となりました。

清掃委託事業は、病院、小頓別小中学校、厚生園、車両運行、施設維持、こどもセンター、介護福祉センターの掃除等の業務で、収入は委託料として1,262万4,194円、これに対し、支出は給料、手当、賃金のほかに事務費等の経費として収入額と同額の決算となりました。

この結果、全体で営業収益が1億1,932万575円、営業外収益14万8,624円、受取利息1万2,696円、収益合計が1億1,948万1,895円、これに対し、費用では事業費が1億1,612万2,904円で、税引き前当期利益が335万8,991円、法人税道町民事業税110万2,738円、差し引き当期利益として225万6,253円となったものです。当期純利益は、前期繰り越し342万4,000円と合わせて568万253円の後期繰越金として処分するものです。

平成19年度予算の設定では、昨年度からパークゴルフ使用料、スキー場リフト使用料等が直接公社収入となるほか、これまで町が直接払っていた施設の電気料や光熱水費の経費を指定管理料に含めた予算が組まれております。なお、指定管理者制度以外の施設や業務は、これまでと同様の業務委託によるもので、予算の説明は省略させていただきます。

なお、今後自主事業の積極的展開、使用料収入の確実な確保やさらなる増収を図ることにより経営基盤の強化が求められていることを再確認をし、竹内代表取締役を先頭に役員が一丸となって経営努力をしていくこととしています。

以上で経営状況の報告といたします。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 計数的な問題でなくて会社運営の方でちょっと伺いたいのは、定款がないのではっきりしないのだけれども、特に人事については、職員採用、それから昇任、昇格等のことが定款上どうなっているかは別にして、だれがどのようにやっていたのか、採用も含めて。これは、会社とはいえ、ほとんど町の委託料で

賄っている事業所ですから、相当厳しく行われていなければならないと思いますが、とかく職員人事については住民から問題点が指摘されている部分がございますので、その辺どうなっているのか伺いたいのと、もう一点、これは内部監査の報告であるわけですがけれども、町の監査委員による行政の総合監査という意味では監査はされているのでしょうか、その点を伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を再開します。

米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 1点目の人事の関係なのですが、人事については公社サイドでやっており、私どもの方では余り熟知をしておらないと、公社サイドでの採用でございます。

それと、2点目の監査事項なのですが、監査委員の監査は行われていないということです。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 総務課長かわられたばかりだから、今の1点目のことについてはわかるのですが、しかし総務課長は取締役ですよ、取締役が人事わからないという答弁は基本的にはできないはずだから、それはまだかわったばかりですから、やむを得ないと思いますが、きちっとその辺は質問に答えられるように努力していただければと思います。それは、それでいいです。後でまた教えてください。

それから、とかくこういった公社等についての町の監査体制がなかなか忙しいという面もあってできない部分もあると思うのですが、年に1回ぐらいは多額な補助を出しているところについての行政監査をすべきではないかと思しますので、念のため申し上げます。

○議長（石神忠信君） それは、答弁要りませんね。

○3番（東海林繁幸君） 要らないです。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 先ほどの損益計算書の説明についてですが、振興公社で委託料等で運営されているので、一般廃棄物施設とか給食事業等について事業利益がゼロ、これはゼロにしたのだろうかというふうに思います。ただ、唯一の自主財源である食堂が収入と支出とでゼロになっているというのは、こちら辺は多少なりとも数字が変わった方が自然なのかなと思うので、この点についてどういうふうな調整の仕方をしているのかお伺いしたいと思います。それから、総合計です。右端にある小さな表、その収益と、それ

からこっち側の明細書の収益とがちょっと数字が合わないと思うので、そこら辺はどういうことなのか、その2点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 1点目の食堂なのですが、食堂についてはスキー場ロッジの中で実際にやっております。それで、一部レク施設ですか、この中の経費で賄われている部分もあるかと思えます。それと、収入は確かに遊具使用料だとかゴルフ施設の券販売機、食堂だけの純利益で言えば二百六十万何がしあるのですが、それらが差し引きゼロになっているということは確かにご指摘のとおりなのですが、それらについては今申し上げたようにスキー場の中での電気料だとかいろいろございますけれども、それらでやりとりして、こっちがゼロになっているということです。

それと、2点目数字が違うということなのですが、どこの数字。

○議長（石神忠信君） 何ページのどこ。

○6番（柳澤雅宏君） 6ページの明細書がありますよね、それをまとめたのがこっちの表でないの。

○総務課長（米屋彰一君） 今ご指摘のあった、例えば上でいきますと収入の合計1億1,946万9,199円、これに対して収益が1億1,948万1,895円で違うということでございますか。

（「そういうふうになっているでしょう」と呼ぶ者あり）

○総務課長（米屋彰一君） それについては、受取利息、俗に言う預金利息ですか、これがその上に受取利息ということで入っているの、これを差引くと上の収入の合計と一致するものでございます。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時23分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を再開します。

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結し、本件は報告済みいたします。

ここで議場の時計で10時40分まで休憩いたします。

休憩 午前10時24分

再開 午前10時40分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り会議を続けます。

◎諮問第1号

○議長（石神忠信君） 日程第11、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字中頓別164番地、氏名、石井英正、生年月日、昭和24年3月6日生まれの58歳であります。

石井英正さんは、平成4年3月から人権擁護委員として活躍されており、また人格、識見が高く、広く社会の実情に通じており、再度推薦をしたいと思っておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

なお、任期は、3年間であります。

参考までに申し上げますと、特設人権心配事相談所の開設が6月1日に町民センターで行われましたけれども、相談者はゼロと、こういうことで参考までにご報告させていただきます。

○議長（石神忠信君） ここで答申意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りします。本件は、お手元にお配りしたとおりの意見で答申したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者に対する意見につきましては、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎諮問第2号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第12、諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見の件を議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見について。

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求める。

記、住所、枝幸郡中頓別町字松音知10番地8、氏名、十倉孝夫、生年月日、昭和27年9月22日生まれの54歳であります。

現在の人権擁護委員の代蔵稔昭さんが75歳以上のために人権擁護委員として推薦できないために、後任者として今説明をいたしました十倉孝夫さんを提案するものであります。十倉孝夫さんは、平成3年から平成11年まで12年間議員として活躍しておりましたし、また平成11年から現在まで農業委員、平成17年から宗谷地域農業共済組合の理事、農業協同組合理事などに就任をいたしまして、それぞれの団体のリーダーとして活躍しており、人権擁護委員として適任者と考えておりますので、ご意見をいただきたいと思っております。

なお、任期は、平成19年の10月1日から平成22年9月30日までの3年間です。

以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（石神忠信君） ここで答申意見調整のため暫時休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時45分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りいたします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、諮問第2号 人権擁護委員候補者に対する意見については、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

◎平成19年度町政執行方針

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第13、平成19年度町政執行方針を行います。

町長より発言の申し出がありますので、これを許します。

町長。

○町長（野邑智雄君） 平成19年度町政執行方針。

平成19年第2回中頓別町議会定例会の開催に当たり、町政執行への基本的な考え方や重点的な施策を申し述べ、町民の皆さん並びに町議会議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、さきの統一地方選挙におきまして、町民の皆さんの大変力強いご支持をいただき、3回目の当選をさせていただき、今後4年間の町政を担うことになりました。

このことは、大変光栄であり、心より感謝を申し上げますとともに、町民の皆さんの期待を裏切ることのないよう粉骨砕身・誠心誠意、努力をしていく決意であります。

今後も行財政改革を柱に、町民の皆さんの生命・財産・生活を守ることに主眼を置き、郷土、中頓別を愛し、頑張っておられるすべての町民が安心して、喜んで住んでもらえる中頓別町を目指すことが、みずからに与えられた責務であると考え、職員の先頭に立って全力を尽くす決意であります。

特に、ことしは第6期総合計画の折り返しの年に当たり、ことし4月に総合開発委員会から報告を受け後期5年の実施計画を策定したところです。今後の町政運営においては同計画を基本としつつ「中長期行財政運営計画」「公債費負担適正化計画」などの諸計画と整合性を図り、進めてまいります。

以下、平成19年度の施策について申し述べます。

1点目は、自然と共生する地域づくりであります。

〈諸プロジェクトの推進〉を図ってまいります。そのために、総合計画の理念である「一流の、中頓別づくり」を推進する諸プロジェクトを積極的に推進してまいります。

まず、国が進める「頑張る地方応援プログラム」では、地域の自然環境の保全と創造、都市と農村の共生・交流に向けた取り組みを2本の柱とする「いきいき中頓別づくりプロジェクト」を策定してこれを推進してまいります。

また、昨年春に既に廃校となっている敏音知小学校については、今年度、自然豊かな地域資源を生かした体験活動や環境学習などを行う生涯学習施設としての活用を検討していくことにしております。中頓別町商工会が小規模事業者新事業全国展開支援事業として実施する「自然との共生、都市との交流による地域経済再生プロジェクト事業」と連携し、実際に体験事業を実施しながら、将来的な可能性について調査研究を行うため、夏期間、試行的に自然学校を開設してまいります。

〈自然環境の保全〉についてであります。

環境基本計画、環境基本条例については、平成18年度でやり残した課題ですが、本町の将来にとって非常に重要なものであるとの考えから、今年度は、町民から提案していただいた基本計画案をもとに、一たん、18年度に実施した事業等を盛り込んだ暫定の基本計画を定めるとともに、条例については、町民の意見を聞くための懇話会を設けて早期の策定を目指してまいります。

次に、〈農林業を基本に据えた活力ある産業の創造〉であります。

本町農業の軸である酪農における生乳の生産動向は、牛乳及び加工乳等の消費が減少傾向のため、平成18年度から生産者団体では、需給緩和を背景として、減産型計画生産を実施しています。

平成19年度も引き続き減産型計画生産が実施されるため、効率的な経営管理の徹底と

高品質な自給飼料の生産により、生産コストの低減を図る必要があります。

このようなことから良質な粗飼料の確保と生産性の向上、負債に係る軽減を図るために補助事業等を有効に活用できるよう、今年度から「公社営畜産担い手育成総合整備事業」の導入を図ります。

さらに酪農経営の体質強化と持続的な酪農生産活動等の体制を図るため「中山間地域等直接支払制度、酪農ヘルパー利用組合運営補助事業、乳牛検定組合運営補助事業、農業制度資金利子補給補助事業、町営公共牧場運営事業」等を継続してまいります。

生産者にとって「安全で安心な牛乳・農産物の生産」は使命であり、また、環境への負荷を最小限にとどめるため、堆肥等の有機物の利用による土づくりやふん尿の適正な利用を図り、環境に優しい循環型農業の推進と、生産段階における生産資材等の適正使用を徹底するとともに、生産履歴の記帳及び記録の保管、モニタリング実施など安全な畜産物の供給を推進します。

昨年12月、日豪EPA（経済連携協定）交渉の開始が正式に合意されました。農業の重要品目であり、豪州からの輸入が多い、米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの関税が撤廃されれば、農業の衰退が地域社会の崩壊につながりかねないことから、関税撤廃の対象から除外するよう適切な対応を国に求めています。

森林は、多面的機能の発揮を通じて私たちの生活と深く結びついており、さまざまな形で私たちに恩恵を与えてくれます。

本町の面積3万9,855ヘクタールのうち、約84%を森林が占めており、今日まで、来るべき国産材時代に備え活力ある林業を実現するため大切に育成してきました。

本年度に入り外材の輸入が減少し、国産材の値段が上昇していますが、国産材の生産はまだまだ低迷が続き、経営コストの増加や採算性の低下などにより、森林所有者の経営意欲の減退を招いています。

このようなことから、森林組合との連携を図りながら、森林所有者に対しての意識啓発や「林業振興奨励事業、森林地域活動支援交付金事業」等により森林の整備拡大を図ってまいります。

また、森林資源の充実や森林の持つ公益的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、「森林管理道弥生線」の整備を図ってまいります。

森林浴による血圧低下やリラックス効果、免疫細胞の活性化が科学的に解明され、山村振興への寄与が期待される「森林セラピー」の取り組みとして、鍾乳洞自然ふれあい公園を中心的ステージに、「健康づくり森林ウォーキング」を企画し、医療と保健、行政、町民が一体となり森林療法の研究を展開してまいります。

本町の商業は、人口の減少に加え町民のライフスタイルの変化、消費者ニーズの高度化などから消費者購買力の町外流出に歯どめがかからず、経営の環境が大変厳しいものとなっております。

このような状況の中で商業の活性化を図るため「中小企業融資貸付金制度」を継続し、

町が調達する物品等については、地元発注、地元購入を最優先に進めてまいります。

近年の観光は、休曜日数の増加、健康志向などの個人生活の環境の変化、余暇時間の増大や自然への関心の高まりなどから「行く・見る」観光から「参加型・体験型」へと変化してきています。

このようなことから「道の駅ピンネシリ」を核とした「山村交流施設（ピンネシリ・ビレッジ・ファーム・パーク）」を本町観光の情報発信基地として定着させ「砂金掘体験場、農業体験交流施設」等との連携のもと、地域の資源を活用した参加型・体験型観光への情報を提供しながら、観光客の増加を図ります。

本町の観光地の顔である道指定天然記念物「中頓別鍾乳洞」のエリア内の整備が町民の協力をいただいて昨年度で完成いたしました。この貴重な天然記念物を保護・保全し、観光資源、学習の場として活用を図るよう進めてまいります。また、整備が完了したことから、維持管理経費等の一部に充てるため、試行的に緑化募金箱を設置し、入場者の動向を把握してまいります。

次に、＜快適に暮らすことができる生活環境の整備＞であります。

町民が快適で潤いのある生活ができる環境をつくるため、社会資本の整備や生活基盤の向上が求められていることから、本年度も町道の整備として継続2路線（町道中頓別弥生線、町道1条通り線）、新規1路線（町道7丁目線）の整備を初め、持ち家制度や合併処理浄化槽に対する助成や住宅の防災性、安全性の向上のため、今年度から3カ年で公営住宅等に住宅用防災警報器を設置してまいります。

また、行政改革の一環として、町道の維持管理業務の委託化を目標に、本年度も調査研究を続けてまいります。

次に、＜安全な町民生活を支える体制、対策の確立＞についてであります。

町民のとうとい生命、大切な財産を保護し、地域住民の安心と信頼を得るために消防資機材の更新や消火栓の整備充実を図ります。

また、最近の複雑多様化した火災や自然災害、救急業務に対応できるよう職員の知識・技術・資質の向上に努めてまいります。

昨年度導入した高規格救急自動車を有効に活用するために、高齢化や車社会の進展などに伴い、高度化、増加する救急需要に対応するため、高度な救急救命処置を行える救急救命士の計画的な養成に努めてまいります。

独居老人宅を対象とした避難路確保のための除雪ボランティアも継続実施いたします。

豊かな心をはぐくむ暮らしづくりであります。

＜誰もが健康で安心して暮らすことができる保健・福祉の充実＞についてでありますけれども、障害者自立支援法の施行に伴い、平成18年度において障害福祉計画を策定しましたが、この計画では天北厚生園の新法への移行は平成22年度としております。

施設利用者が安心して中頓別町で暮らせるようグループホーム及びケアホームの整備計画を予定しており、平成20年度・21年度において整備できるよう本年度から支援をし

てまいります。

町民一人ひとりが健康に対する意識を高めてもらうために、生活習慣病対策を重点とした、「健康相談」「健康教育」や「各種健康診断」を実施してまいります。

また、昨年より高齢者や機能障害のある方などが「寝たきり」にならないよう月1回の理学療法士による機能回復訓練を行ってきましたが、今年度より理学療法士や作業療法士により月2回の機能回復訓練を実施してまいります。

高齢者等福祉施策として、除雪サービスや福祉ハイヤーの助成、温泉入浴に対する助成についても引き続き実施してまいります。

年々高齢化が進み独居老人世帯が増加しており、町内で安心して暮らせるよう緊急通報システムの設置を継続してまいります。

また、町民の生命を守るため、本年度も現在の常勤医師2名体制を堅持し、かつ、旭川医科大学や財団法人北海道地域医療振興財団さらには、名寄市立病院・JA北海道厚生連旭川病院のご協力をいただきながら、町民が安心して医療を受けられる環境を継続してまいります。

一方、平成18年4月の診療報酬の改定により、医療収入は大幅な減少になり、病院運営が大変厳しい状況にあることから、今後は収支改善のための経営改善や特色ある病院の位置づけに努力してまいります。

<健やかでこころ豊かなこどもを育てる環境づくり>についてであります。

急速な、少子高齢化や核家族化、個別化の進行により、子供をめぐる社会的環境や保育需要が大きく変化しています。子育ての基礎となる地域社会や家庭の機能が低下している現状から、家庭の育児負担や不安感を感じる親が増加しています。

今年4月より、就学前の子供に対し、保育と幼児教育を一体的に提供する新たな仕組みとして、中頓別町認定こども園がスタートしました。生涯にわたる人間形成の基盤となる就学前の子供に対して、何をなすべきかを常に考え、より一層充実した運営を目指します。

子供たちの安全対策や、子供を持つ家庭への育児支援が社会的に大きな問題となっており、中頓別町でも児童の安全対策や子育て支援の充実が求められています。

こどもセンターとしましても、子供たちに健全な環境と遊びを提供し、体験活動の充実を図るとともに、中頓別町という地域性を生かした事業を提案し、子供たちの健全育成と地域協働の異世代交流を進める児童館を目指してまいります。

また、中頓別農業高等学校も平成20年3月をもって閉校となりますが、最後の1年間、在校生に対して寮費や帰省などの支援を続けてまいります。

<生きがいとまちづくりを支える生涯学習の推進>についてであります。

町民の皆さんが生涯にわたり生きがいのある豊かで活力ある生活を送るため、町民の誰もが、あらゆる機会に、あらゆる場所で学習することができるよう、学習情報の提供に努めるほか、町民の協力をいただいて策定された「中頓別町まちづくり・生涯学習推進計画」に基づき、教育委員会と連携し生涯学習活動の推進に努めてまいります。

3点目の新しい自治の仕組みづくりについてであります。

町を取り巻く厳しい環境にあったここ数年で、町民みずからが地域の安全を守ったり暮らしを豊かにしようという取り組みが芽生えてきています。これからは、こうした動きを大切に支援しながら、幅広く町民が参加でき、町民本位、町民主体の公共サービスが提供できる「しくみづくり」や「地域のコミュニティ」を核に、安心・安全なまちづくり、生涯学習活動や公共施設管理など、さまざまな分野で町民と行政によるパートナーシップを推進してまいります。

昨年度から始めた移住促進対策については、今年度も実行委員会を支援し町として積極的に取り組んでまいります。完全な移住だけでなく、さまざまな形の交流居住を広げていけるよう、仕組みづくりを進めてまいります。

行政評価制度については、18年度から検討に入り準備を進めてきていますが、今年度は、総合開発委員会で十分にご検討をいただきながら制度導入を図っていくよう努めてまいります。

町民の皆さんが中頓別に住むことを誇れる町にするため、町民と行政が連携し、活力ある地域づくりに取り組むことが必要であります。

このため平成18年度からスタートした「中長期行財政運営計画」に基づき、本年度も行政管理経費の削減や行政の効率化、受益者負担の適正化の検討に努めながら行財政改革を進めてまいります。

また、これまで、まちづくりを進める上で「住民への情報の提供」や「住民の参加」は欠かせない大切な手段として取り組んできましたが、今後は住民の権利が保障される仕組みや制度を確立する「自治基本条例」の制定に向けた取り組みを進めてまいります。

市町村合併については、北海道が平成18年2月14日に市町村間の結びつき状況を段階的に示したクラスター分析の結果を公表しました。

この結果が直ちに合併につながるとは思いませんが、今後の合併論議を進める上では、重要な要素になるものと考えますので、将来に備えて近隣町村との情報交換等を進めてまいります。

平成20年3月で廃校となる中頓別農業高校の利活用では、将来を見据えて、北海道や国などに働きかけながら残された期間、学校施設の有効活用で地域再生を図れるよう努力してまいります。

以上、平成19年度の町政執行に当たり基本的、重点的な考え方を申し上げました。

町民の皆さん並びに町議会議員各位のなお一層のご理解とご協力をお願い申し上げ、平成19年度の町政執行方針といたします。

○議長（石神忠信君） これにて平成19年度町政執行方針は終了いたしました。

準備のため若干休憩いたします。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時07分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎一般質問

○議長（石神忠信君） 日程第14、一般質問を行います。

本定例会では5名の議員から一般質問の通告がありました。

順番に発言を許します。

初めに、受け付け番号1番、議席番号2番、本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 大きく2点について質問をしたいと思います。

1点目は、子育て支援と幼児教育の充実及びプレーセンターの実現についてです。第6期総合計画第2次実施計画第2部第2章に掲載された子育て支援と幼児教育の充実及び町長が選挙中に配布されたマニフェスト、政権公約で述べておられたプレーセンターについて伺います。

（1）、重点課題事業、子供たちを大切にはぐくむまちづくり中、一つ目、道内第1号としてことし4月からスタートした認定こども園の状況をどのように受けとめていますか。以前と比べて改善された点を伺います。また、今後改善すべき点や課題はありませんか。

二つ目、母子保健事業の充実中、麻疹予防接種、各地で流行が伝えられていますが、町として対策、対応を考えておられますか。また、インフルエンザ予防接種は、集団接種から個人での接種に変わりましたが、料金が高額です。接種を個人任せにせず、料金の一部を補助、助成することは考えられませんか。インフルエンザ予防接種は母子保健事業ではないのですけれども、予防接種ということの関連から質問をさせていただきたいと思いません。

二つ目のプレーセンターについてですが、子供たちを預け合う施設を設置するとのことですが、どこに設置し、管理運営はだれが行うのでしょうか、また利用料金や利用範囲、対象はどのように考えていますか。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 本多議員さんの①については遠藤次長、②については奥村保健福祉課長、大きな2点目については私からお答えをいたします。

○議長（石神忠信君） 遠藤こども館次長。

○こども館次長（遠藤美代子君） 新たな枠組みとしてスタートしました認定こども園につきましては、一つの園として多様な機能を一体的に発揮できることから、今後さらに期待ができるのではないかと考えています。改善された点につきましては、就学前の子供に対し、保育と教育を一体的に提供する機能と地域における子育て支援の機能を一貫して提供することにあわせ、食育の充実が図られるなどの効果が期待できるかと思いません。改善

すべき点や課題につきましては、4月からスタートし、間もないということもあり、具体的な問題点等は今のところ確認はできていない状況です。

以上です。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） ②についてご答弁申し上げます。

現在麻疹の予防接種につきましては、1歳経過時と就学前の2回接種することが義務づけられております。一度発症した人は抗体があり、発症することは少ないと言われておりますが、今回流行が伝えられているのは、予防接種をしていない人や予防接種をしたが、年数が経過し、抗体が弱くなった人が発症するとも言われております。管内で現時点で麻疹の発生はないと確認をしております。町独自の対策については、行っておりません。今後保健所からの情報や指導を受けながら対応してまいりたいと考えております。

また、インフルエンザの予防接種につきましては、平成6年に予防接種法が改正されまして、予防接種法の対象外となったことから、学校での集団接種がなくなりました。町では、予防接種法以外の任意による予防接種につきましては個人の判断にて対応すべきと考えており、インフルエンザの予防接種におきましても現在は料金の助成については考えておりません。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） マニフェストの中のプレーセンターについて、私の方からお答えをいたします。

プレーセンターの設置に対してご質問でありますけれども、現在のところ質問にあるような具体的な内容についてはまだ検討しておりません。今後具体的な事項について検討を進めてまいりたいと、このように思います。

なお、マニフェストにつきましては、私の政策公約でありますから、4年間のうちで実施をするもの、または早急に実施をするものについては年度も含めてマニフェストの方に記載をしてあると、こういうことで理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 答弁をいただきましたけれども、再び質問をさせていただきます。

子育て支援にかかわってですけれども、認定こども園で多様な機能を一体的に発揮できるとか、保育と教育を一体的に提供する機能を持ち合わせている。それから、食育の充実が図られるということをご答弁いただきましたけれども、この点についてもう少し具体的にお聞かせいただきたいと思っております。それから、改善点や課題は把握できていないとのことですが、この条例によりますと休館日については条例では日曜日と祝日、年末年始となっておりますけれども、現状はどうでしょうか。

それから、麻疹についてですけれども、今ワクチンの不足とか検査試薬の品切れ状態が

伝えられたりもしているわけですがけれども、中頓別町の乳幼児の法定接種分についてはワクチンは確保されているのでしょうか。麻疹について保健所からの情報、指導を受けながら対応していくとのことですがけれども、さまざまな情報が飛び交う状況のもとで、感染を防ぐにはどうしたらよいかとか、感染したらどんな症状が出るのかとか、感染が疑われるときはどうしたらよいかとか、私たちにはわかっていない部分もありまして、困ることもあるのです。なるべく早く正しい情報を知らせていただきたく思います。

インフルエンザについてですがけれども、料金の助成は考えていないとのことですがけれども、子供の人数とか所得とか、親の負担も家族、子供の人数が多いと大変負担も重くなります。子供の人数とか所得とか、何らかの制限を設けながらも一部を助成すること、それも考えられないでしょうか。

プレーセンターですがけれども、ご答弁にありましたように今すぐやるということではなくて、4年間のうちに手がけたいと、そういうことだと思えますけれども、具体的な事項の検討はこれから進めるにしても、その役割だとか全体のイメージはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。こども館には子育て支援センターがあり、保健センターではひよっこクラブというものがありますけれども、こういったものとはまた違ったものなのでしょうか。そして、プレーセンターというのは、どこかよその地域または自治体で実施しているところがあるのでしょうか。

以上ですがけれども。

○議長（石神忠信君） 遠藤こども館次長。

○こども館次長（遠藤美代子君） 園として多様な機能を一体的に発揮できるという部分につきましても、少子化の進行や教育、保育のニーズの多様化に伴って、必ずしもこれまでの取り組みだけではできない状況が顕在化しています。例えば親の就労の有無で利用施設や窓口が限定されていまして。一般的に表現しますと、親が働いていれば保育所、働いていなければ幼稚園といった形の受け入れがあったり、少子化が進む中で幼稚園、保育所別々では子供たちの育ちにとって大切な子供集団が小規模化して、運営も非効率的なことが多い状況がありました。そこで、新たな枠組みの認定こども園では、親の就労の有無にかかわらず、保育に欠ける保育所児、保育に欠けない幼児クラブ児の登録窓口が一本化されることにより効率的な運営が期待される部分、適切な規模の子供集団を保ち、子供たちの育ちの場を確保できるだろうという部分、また子育て支援機能を持つことが必須条件となっている中、保育所が開かれた児童施設として地域の子育て家庭への支援をさらに広げていくことができるという部分を含め、一体的な運営が発揮できるのではないかと考えています。

2点目の就学前の子供に対して保育と教育を一体的に提供する機能という部分については、本来は幼稚園は幼稚園教育要領に基づき、保育所は保育指針に基づいた教育と保育内容等を進めています。認定こども園においては教育機能と保育機能の双方の充実が求められることから、幼稚園教育要領と保育所保育指針の両方をあわせ持った保育目標、保育

内容が作成されております。

また、食育の充実といった部分につきましては、年々食育における保育所としての役割はとても大切になってきているように思います。食べ物のおいしさを発見してもらうことにあわせて、食事と密接にかかわるマナーやはしの正しい持ち方指導を進め、給食によってただ単におなかを満たすだけではなくて、食べることの楽しさや大切さが認識できるよう、家庭や地域と連携をとりながら進めていきたいと考えています。

こども館休日の状況につきましては、保護者の方の理解をいただきまして、お盆休みが3日程度、またお正月休みは30日から5日ぐらいまで、そして春休みについては5日程度いただいております。この間、お盆休みについては、保護者の就労によって家庭保育ができない子供さんにつきましては希望保育を平成17年度から行っておりますが、希望はゼロ件という形になっております。また、春休みの5日間程度の休業につきましては、衛生面を配慮するために教材、各保育室の消毒の徹底、全館のワックスがけ、新年度準備、そういったものに時間をいただいております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 麻疹の予防ワクチンの確保状況ですが、現在集団接種を予定している人数のワクチンについては確保済みでございます。なお、今後の対応の部分なのですけれども、保健所の情報をいただきながら対応していくということなのですけれども、現在保健所の方で確認している発症状況については、宗谷、上川、留萌管内では発症はゼロという状況でございます。発症した場合の対応については、発症した場合の特効薬は実はないと言われております。一定の潜伏期間を経た時点で発症をするという状況なものですから、症状そのものが高熱が出て、風邪に似たような症状が前段続いて、その後発疹が出て初めて麻疹だということがわかるという状況になろうかと思っておりますので、その場合につきましては自宅で療養していただき、多くの人と接触をしないというのが対応策かというふうに考えております。保健師等も、いろんなひよっこクラブですとかそういうクラブの中でも、心配の相談があれば随時お話をしている状況ですので、今後保健師の方と情報を密にしまして対応していきたいというふうに考えております。

もう一点、インフルエンザの一部助成の関係につきましてはですが、確かに料金そのものは管内の状況を見ましても中頓別のは低い方の料金設定ではございませんけれども、現時点では負担の一部助成については考えておりません。

以上でございます。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） プレーセンターの関係について、私からお答えをいたします。

今私どもがよく話聞くのは、子供を持った親御さんたちが子育ての悩みや負担についてさまざまな問題を抱えているということが多く言われております。そういう中で、親はだれもが初めから立派な親なのではなくて、子育てをしながら学んで親になっていくと、こ

れが基本でありまして、こういうような意味合いを持って今回のプレーセンターを政策公約に挙げたわけでありましてけれども、一つは親御さんたちが集まって仲間をつくってもらえる場所だとか、または子供の情報交換の場所、または親御さんたちが気楽に立ち寄れる場所、または悩み事を話し合う場所等々に使える地域の子育て支援という場所、一つプレーセンターと言われますけれども、私の知っている範囲では本州の方で、プレーセンターという名前は使っておりませんが、地域の子育てを支援をする、そういう集まりの場所があって、それは親御さんたちが代表者を決めて運営をしていると。まだ子供たちの対象者も零歳から3歳児ぐらいで、時間にしても10時から正午ぐらいまでと、こういうようなことをやっている地域があると、そういうような情報を得ているところであります。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再々質問をさせていただきます。

こども館が中頓別町の子育て支援の拠点としてさらに充実したものになることを期待しております。それと同時に、乳幼児の保育、教育に自治体が責任を持つべきなのだなということも考えさせられます。そこで、次の2点について伺いたいと思います。

休館日、保育所お休みの日の説明はありましたけれども、子育てと仕事の両立支援ということから考えますと、保育所の一斉の夏休み、春休み、年度末ということですが、こういう一斉の休みは私は必要ないのではないかと思います。17年度から希望者のお盆休みのとき保育を受け入れるということで、希望者は実際はゼロだということがありましたけれども、この期間は本来は休みなだけけれども、保育を希望するのだったら見てあげるから、連れてきてもいいよというような今のやり方では、なかなか保護者としては、本来のお休みのところへ子供を連れて行って見てもらうということは気持ち的にも非常に遠慮することになってしまって、それでは見てくださいというふうにならないというような保護者の方の声もあります。本来私は、このお盆休みは必要ないと思います。それから、日曜日に行事があって、月曜日が振りかえ休みになると困るという保護者の方の声も聞かれますし、つまり働く保護者にとっては保育所の平日の休みが一番困る。二重保育の手だてをとらなければならないということで、困っているようです。地域的に祖父母が近所にいたりということで何とか乗り切っているけれども、平日は原則的に保育所で見てもらえれば一番いいということの声も聞いております。条例では、町長が必要と認めたときに休館日を変更できるとありますけれども、他の市町村の実態などを参考にしながら、平日の特に保育所です。こども館全体とは言いませんけれども、保育所の休みをなくすことは考えられないでしょうか。

こども館の関連ですけれども、児童クラブについてです。学校の夏、冬の休みのときに受け入れが9時からでは、働く保護者にとっては困ります。保育所と同じ時間帯にはできないでしょうか。また、保育所の卒園式から小学校入学までの間、入学を迎える子供たちの行き場がなくなるわけです。4月1日から入学式までの間、受け入れることはできない

でしょうか。児童クラブに行く子というのは、保育所の出身の子供、つまり保育に欠ける子供であるわけです。

休館日の件と児童クラブの件について、お聞きをいたします。

○議長（石神忠信君） 遠藤こども館次長。

○こども館次長（遠藤美代子君） 休館日の関係につきましては、保育に欠ける子供さんにつきましては一応親といる時間よりも保育所にいる時間の方が長いというような状況がずっと続いている中で、お盆とかお正月とかそういった特別な時間については、家庭というか家族でそういった時間を過ごすというのも必要ではないだろうかというような考えの部分もあるのですが、実際にはやはり困っている方というか、そういった方たちがいる部分で、希望保育ということを取り入れてきていました。今は、今後さらに要望等がもしある場合については検討を重ねていかなければいけないのかなというふうには感じています。また、行事についてですが、日曜日の行事、例えば生活発表会とかそういった部分については、次の日振りかえではなくて希望保育をとらせていただいているのが現状です。

また、児童クラブの関係については、9時から開館しているのは児童館であって、児童クラブについては8時半から開放を行っております。児童クラブにつきましては、登録制により受け入れを行っております。昼間保護者のいない家庭の小学生に対して、放課後保育をするものです。新年度スタートにつきましては、既に登録をしている小学校2年生以上はこども館入館式とともに保育が開始されます。しかし、新1年生につきましては、小学校入学式終了とともに登録が開始となり、放課後児童クラブの1年生として保育が展開されるといった状況となっております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 本多さん、一応3問終わりましたけれども、何か答弁漏れあれば。

○2番（本多夕紀江君） お盆休みについては家庭に返したいという、そういうことだと思いますけれども、年度末のお休みについてはどういうことなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 遠藤こども館次長。

○こども館次長（遠藤美代子君） 年度末の休暇につきましては、先ほども申し上げたのですが、衛生面等を配慮するために、全教材一つ一つ、また各保育室の消毒の徹底、それにあわせて全館ワックスがけということで、衛生面等に配慮するためにこういった部分でお時間をいただいております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再々質問まで終わりましたので、今の質問については終わりたいと思います。

2問目に移りたいと思います。防災計画についてですけれども、第6期総合計画、その中の第2次実施計画第1部4章では、新規事業として地域防災組織の設立支援を掲げていますが、それと同時に並行するか、むしろ先行して現在の防災計画を整備、見直すことが必要ではありませんか。ここ数年、防災会議が開かれておりませんが、地球的規模でさ

まざまな災害が発生していますので、実効ある防災計画を早急に整備すべきと考えます。
今現在、次の点はどうなっているでしょうか。

- 一つ目、避難場所や避難所の住民への周知。
 - 二つ目、避難誘導など災害弱者に対する援助の方法。
 - 三つ目、長時間停電への備え。
 - 四つ目、食料や生活必需品など救援物資の備蓄について。
- 以上を伺います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 防災計画について、米屋総務課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） お答えいたします。

防災計画についてですが、本年4月11日に防災会議を開催し、現在防災計画の見直しを進めています。今現在次の点はどうなっていますかというご質問でございますが、1点目につきましては、防災計画では避難場所は6地域8カ所、避難施設は12地区21カ所を定めて、災害の状況に応じ、それぞれ指定することになっておりますが、住民への周知は不十分であり、今後周知していきたいと考えております。

2点目でございますが、防災計画では災害弱者対策計画が定められておりますので、防災訓練等を実施する中で実効のある援助の方法を確立したいと考えています。

3点目でございます。役場、病院、町民センター等に非常用自家発電機を設置してありますが、長時間停電で避難が必要となったときの避難場所、避難所の電源確保等を検討しなければならないと考えております。

4点目については、現在特に対応はしておりません。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 再質問をさせていただきたいと思います。

何年かぶりに防災会議が開かれましたことは、前進したということだと思います。自然現象を災害に発展させないために、平常時の災害予防対策こそが重要で、それには地域全住民の参加が不可欠ではないかと思えます。

そこで、4点ほど質問をさせていただきます。総合計画でいっている地域防災組織と防災計画の中の自主防災組織は同じものなのでしょうか、これが違うものであったりしたら困りますけれども。防災組織を編成して、役割分担をして訓練などを行うということで地域住民同士の日常生活場面での結びつきもより強まり、そのことが地域づくりやまちづくりにもまた役立つと思います。町政執行方針の中で、町長も新しい自治の仕組みづくりで述べておられますけれども、幅広く町民が参加でき、町民本位、町民主体の公共サービスが提供できる仕組みづくりや地域のコミュニティーを核に安心、安全なまちづくりと、こう言うておられますので、防災組織というのがまさにこのあたりに当てはまるのではないかと思います。

二つ目ですけれども、避難場所、避難所の周知についてです。市街地の避難所のうち1カ所に、割と近いところに3カ所避難所が固まっているようですけれども、もしものときにその1カ所に人が集中しないような配慮をすべきかと思えますけれども、いかがでしょうか。相当古い建物があったり設備が余りよくない建物があったりしますと、どうしても設備がいい新しい建物というふうに、避難する人はそっちへ行ってしまわないかと思えます。

もう一点ですけれども、国道の西側、あかね団地は、災害弱者が多く住まわれている地域でもあります。頓別川にも近いところですか。近いどころか、頓別川のすぐ下です。最も近い避難所までも相当な距離があります、国道を越えて。このことについては、どういうふうに考えていらっしゃいますか。

最後の四つ目ですけれども、救援物資について特に対応していないということですが、お金がない中で果たして使うのかどうかかわからないものにお金をかけるのは非常に抵抗がある。もったいないかもしれませんが、万が一に備えて必要最小限でも備えておくべきではないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

以上4点です。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） まず、1点目、自主防災の関係でございますが、これにつきましては総合計画と違ったら困るということなのですが、違いはございません。その中で同じような対応でやっていきたいと考えております。

それと、避難場所の周知でございますが、1カ所に集中するのではないかとというようなご質問でございますが、これについては今後防災計画等の見直しを図っていく上でそれらを精査していきたいと考えております。

また、あかね地区の災害弱者等の避難場所までの距離等、これらにつきましても先ほど述べましたように防災計画を実施する中で実効性のある計画を立てていきたいと考えております。

救援物資の関係でございますが、救援物資についても現在中頓別町地域防災計画の中に食料供給計画だとか、医療、生活必需品等物資供給計画がございますが、今ご指摘にあったように、なかなか財政的な面からも備蓄については難しいのかなとは考えております。そして、なおかつ、調達方法ですか、そういったものも検討する必要があるのではないかと、そういったことも考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 今の答弁の中でちょっとわからないことがありましたので、再質問として伺いたいですけれども、総合計画の実施計画の中でいっている地域防災組織、防災体制の整備のところでは地域防災組織の設立支援をするという新規事業の地域防災組織と、防災計画の中に定められると思えますけれども、自主防災組織、現在の防災計画の中でも自主防災組織がいわれているわけですがけれども、その二つの防災組織は同じ組織にな

るのかどうか、対応が同じ、同じ組織なのかどうか、この点を再質問としてお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 文章上の組織、意味合いとか文章表現等は異なるのかもしれませんが、同じ組織と考えております。そして、防災計画でいう自主防災組織、先ほど言われた今後の中頓別町における地域づくり、まちづくりに、そういう組織を形成することにより大変役立つのではないかなというようにご指摘もございましたが、それについては防災計画の中でも自主防災組織の育成だとか、あわせて防災に対する啓蒙活動だとかという部分も載っておりますので、それらを含めて自主防災組織、それらを育成していくということで、意味合いでは同じと考えております。

○議長（石神忠信君） 総務課長、そうでないと思う。意味合いとしてでなく、同じものかどうかということを知っているのだと思うのです。

米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 表現は違いますけれども、同じものです。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） それでは、再々質問として2点お聞きしたいと思います。

現在防災計画の見直しを進めているということですので、以前とは違った実効性のある計画となるように成果に期待したいと思います。

そこで、一つ目、見直した防災計画の完成というのは、いつごろを予定されているでしょうか。

それから、二つ目ですけれども、災害時には、何か非常時ですね、何かあったら住民の一人一人が自分が何をするか、どこへ避難するのか、まただれを助けるのか、だれに助けをもらうのか、そういうことがわかるようなマニュアル的なものが必要だと思うのです。防災計画とは別に、そういうものをつくられることを考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私からお答えをいたします。

防災計画の見直し、今担当の方に指示をしております、中身の再点検をしながら見直しを進めさせているところでございますけれども、私は担当の方にできるだけ早く見直しをして、防災会議を開いて承認をしてもらうようにという指示をしております。担当もこの4月にかわったばかりでありますから、なかなか思うように見直しができないのかなと思いますけれども、本年度中のできるだけ早くに見直しをして、防災会議を開いていきたいと、このように思います。

また、2点目の非常時防災のマニュアル的なものについては、大変難しい部分があるのでないかなと思います。そういうことからして、地域の防災組織を立ち上げた中で、本来であればどういうときにどういう人たちがリーダーになって地域住民の誘導をしていくのかと、こういうことにつながっていくのが一番ベターでないかなと思います。我々も防災

訓練やる場合については、消防、それから役場と、こういう中で連携をとりながらやっておりますけれども、しかしながらそれぞれいろんな災害があって、それに対応するというのはなかなか難しい。そういう意味合いから、地域防災組織だとか自主的な防災組織を立ち上げた中で、地域地域で頑張ってもらおうと、こういうことが必要でないかなという判断を持って、総合計画等々についてこういう表現をしているところでもありますので、今お話あったようなマニュアル的なものをつくるということについては大変難しいですけれども、かわりに地域の防災組織等を立ち上げていくために努力をしまいたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） ありがとうございます。とにかく実効性のある防災計画ができることを期待しております。全住民、それから役場の全職員の方々が実際に活用できるようなものであってほしいと思います。

以上で私の質問を終わります。

○議長（石神忠信君） ここで午後1時まで休憩にいたします。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

一般質問を続けます。

受け付け番号2番、議席番号5番、星川さん。

○5番（星川三喜男君） 私は、町長が先ほど執行方針を述べられた中で、大きく1点、その中で小分けして3点ほど質問させてもらいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

活力ある産業の創造についてということで聞きたいと思います。まず、1点目、町長は先ほど来執行方針で、環境への負荷を最小限にとめるため、堆肥等の利用による土づくりやふん尿の適正な利用を図り、環境に優しい循環型農業の推進をと表明されましたが、各農家の施設整備はおくれておるのも確かな現実です。ふん汁などが河川に流出する可能性もあります。ふん尿による汚染防止対策の一つとして、障壁物などの設置が有効ですが、これに対して町として支援を行う考えはありませんか。

それと、本町では、給餌の省力化につながるバンカーサイロ、今まで町でも支援してもらいましたが、その普及がほかの町村に比べて、本当にここ宗谷管内の中でも中頓別町が一番すぐれている、大きく進んでいるのも現実でございます。しかし、通年給餌のためには、その数や面積が足りない酪農家が多いと思います。バンカーサイロの整備と規模拡大に向けて、再度支援をしていく考えはないか、お伺いいたします。

2点目といたしまして、先ほどの執行方針の中で、日豪EPA交渉で関税が撤廃され

ば、農業の衰退を招き、地域社会の崩壊につながりかねないと懸念され、国に対し適切な対応を求めていくことを表明されましたが、具体的にどのような方策を考えていますか、お伺いいたします。

3点目といたしまして、本町の観光の顔である中頓別鍾乳洞エリアの整備が終わりました。今後、それに対して施設の維持管理をするためには相当経費が必要であると思いますので、たとえ少額であってでも入場料を設定する考えはないか。

3点お伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 星川議員さんの活力ある産業の創造について、（1）については柴田産業建設課長、（2）については私、（3）については柴田産業建設課長が答弁いたします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） （1）の障壁物の支援及びバンカーサイロの支援についてご答弁申し上げます。

家畜排せつ物については、法律に基づく適正な管理を確保し、資源として有効利用を一層促進する必要があります。家畜排せつ物の汚染防止の施設整備状況は、農家戸数54戸のうち個別堆肥舎整備が36戸、集合処理施設利用が10戸、シートなどによる簡易施設整備が8戸となっております。平成17年度から、宗谷支庁家畜排せつ物管理適正化指導チームによる巡回指導が実施されており、今年度で全農家の1回目の巡回が終了いたします。その状況も把握しながら、堆肥盤かられき汁が流出している実態等を調査し、障壁物の設置が有効かどうか検討してまいります。バンカーサイロの整備を平成11年度から平成15年度までの5年間、町単独補助事業で整備してきました。整備農家戸数は、27戸となっております。また、道の補助事業、平成8年度から10年度までで整備したのものも含めると30戸48基設置されておりますので、今後の経営規模の動向を見ながら検討してまいります。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 日豪EPA交渉の関税撤廃の対策について、私からお答えをいたします。

ことしの5月30日に北海道町村会の定期総会が開催をされまして、WTO農業交渉、EPA交渉に当たって、農畜産物の関税の削減、撤廃による影響を十分踏まえ、多様な農業の共存が可能となる貿易ルールを確立することの緊急決議が採択をされました。この緊急決議が採択をされたことによって、北海道町村会として6月の14日に北海道選出の国会議員並びに農水省等に要請することに決定をしております。このとき私も北海道町村会の農政常任委員として参加することになっておりますので、関税の存続について訴えてまいりたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 鍾乳洞の入場料の設定についてご答弁申し上げます。

中頓別鍾乳洞は、他の市町村の鍾乳洞と違い、一般公開されている第一洞窟には鍾乳石や石筍などがありません。鍾乳洞の価値の判断は難しく、入場料を設定した場合観光客の減少につながることも予想されますので、当分の間鍾乳洞の維持管理経費の一部に充てるため、試行的に緑化募金箱を設置し、入場者の動向を把握してまいります。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再質問させてもらいたいと思います。

まず、1点目、課長の答弁はわかりますけれども、私の聞いていることには答えてもらっていないと。私は、支援を行う考えはあるか否かを聞いているわけですし、悪いですが、今までの課長の答弁は何ら変わっていないのです。れき汁等が川に流れていっているのも確かに現実だと思えます。それも現場を見ているはずだと思えますし、それに対して塀等をつくるのが本来の、宗谷支庁等々から言われているのも現実であろうかと思えますし、その中でいろいろ有効かどうかを検討してまいりますとか、今後の規模の動向を見ながら検討してまいりますではなくて、検討するのは確かにわかります。検討した結果を早急に出してもらいたいし、検討したけれども、それは無理だろうと、今まで酪農家に対してはこれだけ助成してきたよとか、そういうことでちょっと難しいという判断を出すなら出すで、はっきり言ってもらいたいのが私の願っているところなわけなのでございます。その点。

2番目に関しまして、町長にちょっとお聞きいたします。この要請は、書面で要請だけするのか、それとも国会等まで出向いて行動するのもお伺いしたいと思います。

それと、3点目の鍾乳洞の入場料の問題に触れさせてもらいたいと思います。この答弁書の中で、鍾乳洞の価値の判断が難しくと、そう答弁しておられます。今まで価値のないところに5年間、約3億6,000万ほどかけて開発したはずなのです。何で価値のないところにそれだけ金をかけて開発したのか、お伺いします。それと、維持管理費のために緑化募金箱、これもわかりますけれども、あくまでも募金箱ですよ、1円入れようが5円入れようが10円入れようが。私の言っているのは、来てもらって、あれだけ整備した中で、今ただというところはありません。1,000円、2,000円と言っているわけではないのです。100円、200円でいいのです。今まで寿公園のパークゴルフ場、その中でいろいろもめたこともありまして、ただでやってもらうとか、何だかんだすったもんだ言ったけれども、結局はパークゴルフ場に自販機の販売券、それで入場料を取っています。最後的にはそれと同じになるのでないかなと、そう思うのですけれども、そこら辺について3点お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 1点目の障壁物の関係なのですが、先ほども申し上げましたが、支庁の巡回指導が今秋で全農家一巡いたします。その実態、それから指導事項等も最終的な部分が出てきますので、その経過を十分踏まえて、その対策がとれない

のかどうなのかも含めて検討してまいりたいと思います。また、障壁物が本当に有効かどうかという部分については、障壁物をつくらなくてもほかにする方法がないかどうか検討材料になると思いますので、そういった部分含めて、指導が一巡した段階で最終的にまとめていきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 2点目の関係についてお答えをいたします。

先ほども申し上げましたけれども、6月の14日に東京に出向いて、北海道選出国會議員並びに農水省に直接出向いて要請をしてくと、こういうことでございます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 先ほどバンカーサイロの件に触れていませんでした。申しわけございません。

バンカーサイロにつきましては、先ほども答弁いたしました、町の単独補助で実施した部分、道の補助をいただいて実施した部分とがありますが、今後については新たに公社営の畜産担い手総合整備事業が今年度調査、来年度から実施いたします。その中で、バンカーサイロを希望している農家もございますので、そういった状況を踏まえながら今後必要かどうかも含めて検討させていただきたいと思っております。

それから、鍾乳洞の価値の問題でありますけれども、価値がないということを行ったのではなくて、価値の判断の仕方が一般見学者にとっては非常に中頓別鍾乳洞の場合は難しいだろうと。一般的に公開されております1億年、2億年前の石灰岩にできた鍾乳洞については、鍾乳石、石筍等が見られると。中頓別の場合は、約1,000万年前の地層の中にできた鍾乳洞でありますので、非常に若いという鍾乳洞ではそれぞれ価値があります。そういった価値を一般の見た方が判断するのは非常に難しいということをおっしゃっていただいたのでありまして、価値のない鍾乳洞ではない、価値がないということはないと思っております。それから、全国的な鍾乳洞の中でも低料金で設定されている鍾乳洞もありますが、やはり鍾乳石等、そういったものが見られる鍾乳洞が多くありますので、そういった部分を含めて十分検討していかなければならないと考えております。その間、緑化募金箱ということで、少しでも維持管理費の足しになるような形で募金していただいて、その結果どのくらい募金していただけるかも含めて検討していきたいと思っております。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） それでは、再々質問させてもらいたいと思っております。

公社営の事業等々でバンカーサイロ等もありますけれども、課長、わかっていますね、公社営の事業というのは高いのです、補助があっても。それをあえてやれというのは、ちょっと酷だと思えます。そこら辺をもう一回公社営の事業内容等も考えて、町独自の助成を私はお願いしたいわけなのでございまして、そこら辺も再度考え直してもらえればなと思えます。

それと、2点目、町長、議長会ありますよね、それとともに、宗谷管内は酪農地帯です

ので、管内の議長会あたり、全道の議長会方とも足並みそろえながら、できれば国会等までの同行、一緒に進んでもらえればなど。その方がもっともっとよりよい形になるのかなと思いますし、ここで申し上げるのはちょっとなんですけれども、本来であればこれも全農あたりが皆さんとともに足並みをそろえていくのが本当は筋だと思いますけれども、何せかんせまだ全農もそこまでの案を持っていないということも聞いておりますので、まず先駆けて町長にお願いしたいわけなのですけれども、私たちも撤廃に向けて頑張ってもらいたいと思いますし、これが本当になれば私たち酪農民というか農業者は大変な生活苦になりますので、そこら辺をお願いしてもらいたいと思います。

3点目の鍾乳洞の価値、課長、これ道の天然記念物ですよ。ただの洞窟ではないのです。確かに中には鍾乳石も見られないですけれども、第3の洞窟等々が発見されて、その中にはそれなりの鍾乳石等がぶら下がっているのも確認しましたけれども、だからといって入場料をもらわないと、今どきこういう施設、金かけてきれいにしたところをただで見せるというところはいまだかつてないだろうと。もうそういう時代でもありませんし、せめて維持管理、募金箱で維持管理費のどの程度を求めているのか聞きたいのですけれども、それぐらいであれば募金箱を設置するよりも入場料を取った方が維持管理費に充てていける可能性は大だと思いますし、そこら辺をもうちょっと検討してもらって入場料等のことを早急に私は考えてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私から1点目、2点目についてお答えをいたします。

まず、1点目の助成の関係でありますけれども、町の財政状況からすると新しい補助制度を設けて助成をするということは大変難しいと私は考えております。そういう意味で、私ども今管理経費を削減をして少しでも収支均衡を図るために、副町長を欠員にしたり、また私ども特別職が先頭に立って、ことしじゅうに給与の減額等を図っていく、こういうことも進めておりますし、また勸奨退職制度で職員の人件費の削減等も今現在進めている最中でありまして。そういう面で、ここ二、三年、何とか収支を保つために最大限の努力をしてみたい。そういう中で収支均衡が保てるようになると、基幹産業の酪農についても町民の皆さん方へのサービスについても、また我々は考えていかなければならないと考えますので、もう少し余裕をいただければなど、このように思います。

また、2点目の関係でありますけれども、私ども今北海道町村会、6月14日に東京の方に出向いて、それぞれの関係機関に要請をしてみたい。特に農政常任委員会には会長さんが奈井江の北さんでありまして、私だとか、酪農地帯、畑作地帯、それから水稻地帯、それぞれ5人の委員で構成されておりまして、私ども先頭に立ってEPAの関税存続のために努力をしてみたいなど、このように思います。先ほど話ありましたとおり、宗谷町村会、宗谷議長会等々にも話をしながら、宗谷管内として乳牛または乳製品の関係が主でありますから、そういう面で改めて協議をした中で独自に連携をとって関税存続のため

に努力をしてまいりたいなど、このように思います。

以上であります。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 鍾乳洞につきましては、今現在指定管理者に指定している指定管理料を上回るような形での管理の状況に持っていくことができません。ただ、入場料については、十分そういった意味を含めて検討していきたいと思います。入場料を取ることによって維持管理費が上回らない形での検討をしていきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 星川さん。

○5番（星川三喜男君） 一応再々質問までしたわけなのですが、今最後に町長が答弁してくれたのが明快。おれらも頑張っているのだから、農家も頑張って自分らで何とかせよと、私はそういう言葉を望んでいた。お願いして、できるのは確かにうれしいのですけれども、これだけみんなが頑張ってやるから、町民みんなも一丸となって頑張ってやろうという言葉は私には聞きたかったわけなのです。

それと、最後に3点目の鍾乳洞なのですが、今まで金かけたのですから、どこかで収入を得なければ、かけっ放しというわけにもいかないのではないのかなと私は思っておりますので、その点を吟味して入場料のことをもう一回考え直してもらいたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） これで星川さんの一般質問は終了いたしました。

引き続き、受け付け番号3番、議席番号6番、柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、まず財政状況の把握についてお伺いしたいと思います。

今国会で25日に衆議院を通過して、今参議院へ送られて、成立が確実と言われております自治体財政健全化法についてでございますが、この健全化法には四つの項目がありまして、一つには普通会計の赤字額の割合を示す実質赤字比率、それから水道や下水道、病院などの全会計赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、それから毎年度の借金返済額の割合を示す実質公債費比率、それから第三セクターや公社等を含めた連結債務額の大きさを示す将来負担比率、この四つの指標を求められるようになっておりますが、これらについては本町の現在の財政状況を見きわめる上でも大変重要な数値であると考えます。これらの健全化に対する具体的な指標基準というのはまだ示されておられませんけれども、どうせ20年からやらなければならないことなので、平成18年度の決算においてでも早期にこれらを算出して、前もって数値を把握することが当町の健全化に向けても重要なことだと思いますので、その点についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 財政状況の把握について、私からお答えをいたします。

地方自治体の財源健全化法案は、四つの健全化判断指標の導入と、その数値が基準値を超えた場合に早期健全化団体となり、さらに悪化が深刻化した場合については財政再生団体となり財政再建を行うというものでありまして、今お話ししたとおり平成20年度の決

算から全自治体が策定し、公表する予定となっているところであります。また、財政指標の基準値については、現時点では未定ですので、町としては平成18年度決算をもとに、その指標を取り入れ、数値を算定をしていきたいと考えておりますけれども、もう少し時間をいただきたいなと思います。ただ、この財政指標の数字については、私ども今承知している中ではことしの12月ぐらいになるのではないかと、こういう話もあります。そういう意味で、もう少し時間をいただきたいなと、こういう考えを持っているところであります。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） このごろ何でもそうなのだけれども、国の法律ができたときに表紙は先に来るのだけれども、その中身はまだまだ真っ白というのがほかの法律でも見受けられるので、各地方自治体がそれらに対応するというのは、法律が先にできるのだけれども、中身はこれからだというのが多いので、大変なのだろうと思います。それで、今回の新法案の核心部分と言われる財政の悪化を見きわめる基準というのがまだ示されていないので、早期健全化団体となるのか、財政再生団体となるのか、両方にも入らない本当の健全な団体と言われるのかは現時点では判断はしづらいのだろうというふうに思います。ただ、これらの指標が出ようが出まいが、この四つの項目の数字というのは変わらないわけで、その結果としてどうなるかというのは12月ぐらいに示されて出てくるのかなと。だから、それはそれとして、まずこの四つの数字が当町の場合はどういう数字が出るのかというのが私は一番重要なのだろうというふうに思います。それで、時間をいただきたいということなので、今回18年度決算でもやりますよということなので、大変前向きな答弁をいただいたので、その点については大変私も理解いたします。ただ、18年度決算、9月の決算審査までにある程度この数字が出していただけるのならば、我々としても18年度の数字、これから19年度に向けて今度は19年度の数字ということになっていくので、決算審査までに出していただけるのかどうか、その点について再度お伺いしたいと思いません。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 今私どもが地方自治体の財源健全化法に基づいて、私が今わかる範囲では早期健全化団体になる可能性は高いかなと、こう思います。それは、一つは病院が累積欠損金を持っているということでありまして、あとの部分については公債費の比率が高いだとか何かあったとしても、健全化計画を出しておりますから、それはひっかかる可能性というのは私は低いのではないかと。そして、なおかつ平成19年度も20年度も公債費適正化比率に基づいて事業等を行っている範囲でありますから、問題はないのかなと思いますし、また病院を抜かすと全部実質黒字経営でありますから、問題はないのかなと思います。ただ、今お話ありましたとおり、9月の決算期までに今言われている四つの比率を出せるのかどうか。これについては、先ほど申し上げましたとおり、まだ参議院が通っていないという絡みもありまして、私どもに詳しい情報がまだ流れてきていない。

こういう面からいくと、法案の趣旨、要旨だとか、または是正の手順だとか指標のチェックだとか外部監査だとかと、いろんな項目は来ていますけれども、計算方法等がまだ我々としては入手していないということで、間に合うかどうか。間に合えば、私どもも担当の方に計算をさせて出すことは可能でありますけれども、その辺がまだはつきりつかめないと、こういうことをご理解をいただければなと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 了解いたしました。それでは、その計算数値等が出されましたら、早急に算出されて、できれば9月の決算審査までに間に合えば、ぜひよろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、続いて自治基本条例についてお伺いします。町長の執行方針にもありましたけれども、会期前に自治基本条例について議会もかかわって議会としての草案、それから若干ですけれども、検討委員会で検討されたので、それに対する修正草案等も出してきた経過がありますけれども、町長も自治基本条例については前向きな考えを持っておられるようなので、自治基本条例を制定するに向けて、政策、理念を盛り込んだタイプの条例としていくのか、あるいは自治体運営型の条例とするのか、またその双方を取り入れたような中間型の自治基本条例とするのか。政策テーマ、方針を同条例でどのように扱うつもりなのかお伺いしたい。これは、会期前に自治基本条例について議論したときも、このテーマが大変大きなテーマとなってきた経過もありますので、その点についてお伺いしたい。

それから、自治基本条例、それから総合計画、それに基づく各種政策等の条例、計画等もありますが、まちづくりの仕組みとして、わかりやすくその条例や諸計画の体系化を図っていくべきではないかというふうに思いますので、その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 自治基本条例について、私からお答えをいたします。

自治基本条例に関しては、新たな委員会を設置をして検討をしていくことにしております。ご質問にある基本条例の性格そのものが検討委員会で議論される最大の論点であると考えておりますので、委員会の答申を踏まえて判断をしていきたい、このように考えております。

また、わかりやすいまちづくりの仕組みにつきましては、総合計画を核に政策と事務事業を体系化していくということが基本であると考えておりますので、総合計画のあり方やその策定手続等について自治基本条例で定めるよう検討委員会に諮問をしてみたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 基本条例の性格そのものが検討委員会で議論される最大の論点であるというふうに答弁されておりますが、確かに最大の論点であることは私も間違いないのかなというふうに思います。ただ、その政策や何かをどのように扱っていくかというの

を検討委員会で検討していただくのに、検討委員会としてもどういように検討していったらいいのかということをつかむまでに恐らく大分時間がかかるのではないかなというふうに私は思うのです。それは、検討委員会ですから、十分検討されることは好ましいことですけれども、その核心のところへ入っていくまでに相当な時間がかかるような気が私はします。そういう点では、ある程度こちらの方から考え方を示して、その是非も含めて検討委員会で検討された方が検討の内容も早いだろうし、検討委員会のメンバーとしても検討しやすいのではないかなと。まちづくりの仕組みとも当然これは絡んでくるわけで、自治基本条例で政策的なものをどう扱うかということで、その仕組みというのもまた変わってくるのかなというふうに思います。当然まちづくりの基本となるのは総合計画ですけれども、自治基本条例で総合計画をどう位置づけるのか、諸事業、諸計画というものは総合計画の流れとしてどこにあるのか。だから、あくまで私の考え方をすけれども、自治基本条例を見ることによって、まちづくりの理念というのは総合計画に映る、具体的な政策というのは総合計画を見ることによってどういうものが政策としてあるか、それによってどういう条例ができていて、どういう計画ができていて、そういう流れになるのが私は一番理想とするところなのかなと。これは私の考えですけれども、そういう面ではある程度方向性を委員会の方々に示してやった方が私はいいというふうに思うのですけれども、その点について考え方としてどう考えておられるかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 自治基本条例の新たに設立する委員会、私は自治基本検討委員会の委員長から私どもに報告あった中身を十分検討した中で検討委員会を立ち上げていきたい、このように考えておりました、特に旧検討委員会で総合開発委員会から出ている人たちを中心にして検討委員会をつくりたい。また、10人程度を予定していますので、公募したり女性を入れたりしながら新しい検討委員会を立ち上げるわけでありすけれども、そういう中では総合開発委員会から旧の検討委員会に出ていた人も、10名を予定するとしたら半分以上はいると。こういうことからすると、今まで検討委員会で議論をしてきた関係については十分熟知している。主体的に検討委員会に策定の方向性を決めていただいた方がより住民の人たちがつくった自治基本条例になっていくのではないかなと、私はそういう一つの考え方を持っておりまして、先ほど申し上げたとおり最大の論点になるのはその辺なのかなと、こういうことで、できるだけ早く新しい検討委員会を立ち上げるために、10日の旬報では公募の委員を募集いたしますし、また総合開発委員会で旧検討委員会に入っていた人たちについても了解を得るための努力をする最中でありすから、そういう面で6月中に立ち上げた中で今お話あったようなことも踏まえて十分議論をしていただいて、町民がつくった町民の自治基本条例となるように努力をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） わかりました。検討委員会もこれから数回重ねて議論されると思

いますので、ぜひ検討委員会の方々で議論されて、よりよい自治基本条例ができますことを望んで、質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（石神忠信君） これで柳澤さんの一般質問は終了いたしました。

引き続きまして、受け付け番号4番、議席番号3番、東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 新人でありますものですから、余りきちんとした質問できないかもしれませんが、私も眠っていましたが久しぶりにちょっと目を覚まして、改めて町長や、また職員の皆さんの考え方も聞きたいなと思って、前提としてはそれなりに私も調べてはまいったのですけれども、まだまだ足りないところもあります。場合によっては妙を得ていない質問があるかもしれませんが、初めての議員としてお許しいただければと思います。

2点ありまして、1点目ですが、家畜のふん尿処理対策についてでございます。循環農業支援センターは、平成17年から稼働しております。計画当初の段階では、利用農家18戸、処理能力はおよそ30戸程度とお聞きしていますが、現在の利用農家、言うなれば組合員は10戸とのことであります。この問題について、次の3点を伺いたいと思っておりますが、この施設の運営経費の一部、本年度では267万円が計上されています。これ私おやっと思ったのですが、これまで町が一生懸命つくっていただいた町の台所のあんな立派な内容をいただきながら気がつかないでいたのですが、これにお金を出す話だったのかなという疑問だったのです。17年度は当然当初予算には計上されていませんでしたけれども、年度末において約200万が補正されています。調べてみましたら、17年度が約200万、18年度は240万ちょっとです。そして、今年度が267万ということで、年々ふえているのです。この辺は、この施設の運営には計画当初からこういった町費の負担は予定していなかったのではないかと感じておりましたけれども、その辺を確認しておきたいと思っております。

次、2点目ですが、そういった負担があることを前提に、中長期行財政運営計画では、町民の皆さんの代表のいろんな努力によって立派な計画ができ上がったのです。しかし、立派というのは、町の財政を運営するためにはこういったことをしましよと身を削るような思いでつくったのだらうと思っております。そのための歳出削減の中では、いろんな各種団体の補助の廃止や見直し、また教育だとか福祉を初め、住民の生活に直接かかわる行政サービスの縮減や料金の値上げを検討するというふうになっています。全体の町民にこういった厳しい、はっきり言うと負担をさせておきながら、全く一部の農家としか言いようがない、しかも農業としての基本的な経営に関する事項に対して町費の負担が妥当と私は思えません。妥当という町長の判断、町の判断をまず伺いたいと思っておりますし、これが妥当であれば、商業者またはいろんな事業者がいろんなことを自分の経営のためにやることに対してもそれ相応の負担を求められても、町は農業者だけを何でそんな特別扱いにしなければならぬのか、その辺の理由がわかりません。その辺も伺いたいと思っております。

3点目、循環農業支援センターの利用者が18戸だったはずが10戸になった。大変少ない数です。これは、本当は計画に問題があったのではないかと思わざるを得ないのですが、私はあの計画を見ております。当時の雰囲気も知っております。ですから、計画に問題があったとは思いませんが、なぜこんなに誤差が出たのか、その辺を伺いたいと思います。私はあの当時も議会に籍を置いておりましたので、検討の段階ですけれども、そのとき私は一住民として、これだけ河川を汚してしまった、これだけ酪農家の人たちが大変な思いで堆肥処理をしなければならない。これは、平成11年にできた法律の家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づいて、5年間、平成16年度からは今のようやり方をしていたら罰金取るよというような法律です。それに対して、各農家はこれは大変なことだと、リースでやっていたのを、今もやっていますけれども、堆肥舎をつくったりしなければならぬ、大変なことだよと。農家経営に対してこんなことが法律化されると経営が立ち行かなくなると、そういった農家に対する危機感もあって、私ども一般住民もこれはやっぱり農家としては大変だろうと。しかも、今の河川があんな状況になったのでは、住民としても困ると、河川環境をよくしてもらわなければ困るという考え方もあって、実に7億5,000万くらいでしたか、そのうち町費が1億数千円出ています。それもやむを得ないのでないかと、たった60戸の農家だけでも、その人たちの経営が困難になる。また、そのことによって河川環境もよくなるということであれば、小さい町の予算ではあるけれども、はっきり言うと一般の我々年金者については関係のないことではあるけれども、しかしそれを救ってやるのもやむを得ないだろうと、この町として基幹産業の酪農を支える一住民としてもやむを得ないであろうということをやったはずなので、これは。

それが10戸足らずの利用者で、一体どうなったのだろう。それと、10戸なら10戸でしようがないと、10戸の農家の皆さんはよく頑張ってくれているのだけれども、では皆さんはこれをふやすような努力をしましたかということも一つ伺いたい。そういったことを行政としてどんな指導をしてきたのかということも伺いたい。河川環境がよくなるよというのが本当は一番大きな期待だったのだけれども、どんな変化ありましたですか。ちょうど2年たったのです。これは、環境がよくなったと実感として受けとめなければならないのです。その辺を伺いたいと思っております。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 家畜のふん尿処理対策について、柴田産業建設課長に答弁をいただきます。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 家畜のふん尿処理対策についての3点のご質問にご答弁申し上げます。

1点目ですけれども、平成17年3月に利用農家11戸の参加により利用組合が設立さ

れ、各種整備を経て、4月から運営が開始されました。施設の運営費については、当初組合員の会費、利用料並びに組合員以外の一般利用料で運営する計画であり、町費の負担は考えておりませんでした。しかしながら、利用組合の経営努力にもかかわらず、決算見込みでは735万円の赤字が見込まれ、利用組合としては組合員の負担が限界を超える事態になるとの判断から、平成18年3月、町に対して453万円の支援要望がありました。町としては、必要最小限の維持管理経費を補正により対応したものであります。

2点目ですが、施設の管理運営は、原則当初計画どおり独立採算制を基本として運営すべきと考えますが、酪農情勢の厳しさや燃料等の高騰により経費が増加し、組合員の負担にも限界があることから、施設設置者として当分の間必要最低限の維持管理費の負担が必要であると考えております。

3点目ですが、施設利用予定者につきましては、平成13年4月現在、計画時点でありましたが、18戸でしたが、自己完結型の管理で経営方針の変更があり、平成17年度の稼働時点では11戸になりました。個別堆肥舎の整備をした農家についても施設利用が可能のため、農協を通じ利用の拡大をお願いしてきているところではありますが、平成18年度では1戸の利用にとどまっています。今年度はふえる見込みと聞いております。

河川環境についてですが、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律が施行され、平成17年度から宗谷支庁家畜排せつ物管理適正化指導チーム、町、農協随行により適正な管理と有効利用を指導しております。河川等へのれき汁の流出が見受けられる場合は、防止するよう指導し、対応策の報告を求めています。河川環境の変化につきましては、具体的な水質調査等は実施していませんので、見た目での判断となりますが、清浄効果は上がっていると判断しております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） では、再質問させていただきます。

この問題についてもう一つ確認しなければならないのは、基本的に町費で支出すべきでないということはここで確認させていただいていいのかなというのが第1点。

それと、当分の間は最低限の維持管理費の負担が必要であると考えておりますということで、これもまたある意味でいうとやむを得ないとは思いつつ、では今の10戸の農家の方々だけで未来永劫やるなら、これまた大変だとは思っただけけれども、これが13戸なり15戸になった、また18戸になったということでは、それなりにふえると処理量は多くなるわけですから、経費は上がると思いつつながら、共通の経費は下がると思います。そういうことを考えると、今10戸ですと総体的にいうと70万か80万負担しなければならないということになるのでしょうかけれども、これが一体どのぐらいの農家負担であれば町としては適当だと思うわけですか。今が幾らでというのは、この内容を見ればわかるのですけれども、どのくらいになったら町費負担をやめたいと思っているのでしょうか。それと、当分の間というのは、これは本当に都合のいい言葉で、1年後も10年後も当分の間になるのでしょうけれども、農家の皆さんには悪いけれども、こういった助成をいつまでも続

けるなんていうことは、対農家以外の方々に対してとんでもないことだと思うのです。みんなあっちの団体もこっちの団体も、それから個人的な投資についても、もうどんどん縮小、縮減され、廃止されているので、身動きがとれない人がたくさんいるのです。それが地域の活性化にも響いている。そんな時代に農家の皆さんには1戸何十万もするような町費が出ているということになると、これは公平とかという点では非常に問題があると私は思うのです。その辺町長としては町民のバランスを考えてのことだと思いますけれども、その点農家負担が幾らぐらいまでになればということと当分の間という、この辺をちょっとお聞きしたいと思います。

それで、中ほどのお答えの中で、河川等へのれき汁の流出が見受けられる場合はと行って、見受けられたのか、見受けられなかったのか。対策の報告を求めているということは、見受けられたのだと私は思うのだけれども、何件ぐらい見受けられたのですか、報告はどんな報告だったのですか、お聞きしたいと思います。

それと、もう一つ、これは無理かなと思いつつながら質問したのは、河川汚濁の改善の内容です。課長に言いますが、事業をやったら今まさに行政評価をやらなければならないという時代になってきたのだけれども、少なくとも河川をきれいにしようという意味でこんな金額投じたのだよ、7億5,000万も。だとすれば、当時の河川の水質検査、箇所だとか時期を特定した水質検査と現況の水質検査をやるのが当然ではないですか。これも行政評価の十分な根拠になるだろうと思うのです。それは、やる気になったら幾らでもできることなので、難しいことではないと思うのです。やっていないということですから、今後やる可能性といますか、やる気があるのかどうか伺いたいと思います。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 初めの2点ほどの関係について私からお答えいたしますけれども、まず当分の間は何年ぐらいかと、このような質問でございましてけれども、17年から始まって3年目を迎えたわけでありましてけれども、私は組合員以外の一般利用者の拡大をやはり最優先に図っていかねば収入が上がっていかないだろうと、このように思います。組合員をふやすということはなかなかこれから難しいだろうと思いますから、少なくとも組合員以外の一般利用者の拡大を最優先に図っていると、この努力が利用組合の本当の大きな使命でなかろうかなと、このように思います。私どもも農協さんも一緒になって、一般利用者の利用の拡大を図るために協力はしていきたいなと、このように思います。しかしながら、組合員の負担額が平成17年度で約111万円ぐらいになっています、1戸当たり平均ベースで。そういうことからいくと、そのときに約200万円の助成をしていますから、私は1戸当たりの平均が100万を切るぐらいにならないとだめでないかなと、このように思います。そのために、先ほど申し上げたとおり一般利用者の拡大を図って、何とか収入をふやしてもらって、こういうことに尽きるのかなと思います。そういう意味では、本年度3年目でありますから、どのぐらいの収入があつて、そして運営事業費の

経費を切り詰めていけるのかどうなのか、その辺を見た中で最終的にどのぐらいの年数を助成をすることによって運営が軌道に乗るのかと。私は、基本的には今の時代振興補助金またはいろんな団体に対する補助金というのは永久的に、恒久的に続けるべきでない、こういう考えを持っておりますから、それを基本にしながら、年数については、もうちょっと判断をするという年数の期間については決められないのかなと思います。しかしながら、これが10年も20年もと、こういうわけにはいかないのではないかなと。先ほど申し上げたとおり、いろんな補助金については一定の年数もって打ち切っていくということも考えていかないとならない時代でありますから。そういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 河川へのれき汁の流出についてですけれども、宗谷支庁の巡回指導は平成17年度から19年度まで3年間で全農家一巡ということで回っております。17年度についてはそれぞれ改善されておりますけれども、18年度の改善方法等については今申し上げますけれども、調査時点ではれき汁が河川へ流出されたという部分については3戸ほど聞いております。また、その流出についてどう防止するのかについては、シート等をつけて、ロール等を置きながら河川への防止を防ぐという指導、それから写真を添付して、その部分については報告をしなければならないというので、改善策について写真を添付して報告しております。ですから今現在17年、18年度については、改善されたという判断をしております。また、その都度、出てくる可能性はございますけれども、その時点、時点での解決ということになりますので、そういった報告をしております。

それから、河川の汚濁の状況でありますけれども、水質検査等を今後どう進めるかについては、環境基本条例等もございますので、環境基本計画、条例等を含めて、その中でまた検討していきたいと考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再々質問させていただきます。

町長の答弁については、了解いたしました。私も町長の答弁のような形でいかにざるを得ないだろうなと思います。ただ、当分の間は、これは言うまでもなく早目に当分の間を打ち切らなければならないものと思いますし、同時にこれは町長が町行政としての責任もさることながら、基本的には農家自身の問題です。農家の意識をどう高めるのかは、ここに農家の議員たくさんいるのだけれども、そういう人たちも含めて、ここに10戸入って、やって頑張ってくれる農家は私は偉いと思うし、その人たちを応援する意味でも、その人たちも含めて仲間をふやすとか、組合員をふやす、または利用者をふやすという、そういったところに立つ具体的な手だてを立てるべきだと思うのです。観念的に利用者をふやすとか組合員をふやすのではなくて、行動を起こさなければ何もならないです。何せ7億5,000万かけた施設ですから、これだけは重々覚えておいていただきたいと思うのです。

その件については結構なのですけれども、課長、私は宗谷支庁の何とかチームとか、そんなの関係ないです、私が言っているのは。実際に垂れ流しているところないですか、今でも。町民は知っていますよ、みんな。あそこの農家行ったら、小川の縁にみんな積んであるではないかと、直接は入らなくても雨降ったらみんな流れていけようというところは何軒も知っているのです。これは、農家やっていない人でも道路の縁を歩けばわかるのですから。ですから、支庁のチームがどうのこうの、3年かからなかったら54戸できないというような、そんな話ではないでしょう。町の職員が班を分けて1日歩けば、そんなことはできるかもしれません。町民が川がひどいと、あれはちょっと放置し過ぎではないかと感じている人がたくさんいるのです。だから、そういったものにどう対応するのか、規則、規則で動くのもいいけれども、もう少し具体的に実効性のある動き方をしたいなと思います。

それと、先ほど言った行政評価のことにつながる効果測定ですけれども、環境基本条例だってまだできていませんよね。だから、そんなものできてからやりますではなくて、直ちに少なくとも現況、3年目になったときにどのぐらいの水質で、今後どのようによくなるのか、これからよくなるのは利用者がふえること、組合員数がふえることにかかわってくるわけですから、そういうことも含めて基礎的な数値は押さえておいた方がいいのではないかと思いますので、念のため申し上げます。

再々質問らしくないことがありましたけれども、特に河川の問題に対してどういうふうな対応ができるかだけお答えいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） れき汁の河川への流出関係については、関係機関と具体的に町としてどういうふうにとるべきかということを含めて農協、それから普及センターとも協議しながら煮詰めていきたいと思います。水質検査についても、どのような方法でやっていけばいいのかということも含めて検討させていただきたいと思います。よろしくご理解をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 思ったより前向きなお答えで、ありがとうございます。

それで、2点目に伺いますが、中頓別農業高等学校の利活用についてであります。本年度末で廃校となる中農高の利活用については、非常に住民の関心は高いものがございまして、あれだけの大きな施設、立派な施設がどう生かされるのかということだと思っておりますが、そういう意味では町長も結論を急がれていると思っておりますが、17年8月に設立した利活用推進協議会の協議は十分されていたのか。私も協議会の活動経歴を見せていただきまして、3回の本会議、それから4回の作業部会などいろいろ積極的に動いていることもわかりまして、担当職員が努力していることも知っております。ただしかし、住民にはさっぱり、何にするのかとかどんなのが可能なのかというのが伝わってこないのです。それで、何をやっているのかなと、逆に怠けているのではないのかなんていう無責任な言い方もされる

わけで、これを急いで、協議が十分されているのならされているでいいのですけれども、されているのかという疑問を持つ者がいますので、お答えいただきたいことと、だとするとまだ結論は出ていないと思いますが、このめどを前段で町長からは今年度中にというお話は伺いましたけれども、あえてもう一度めどをいつごろとされるのか伺いたいと思います。

それと、町長、議長などの要請活動、担当者の訪問調査活動も非常に一生懸命行っております。その中で私目にしたのは、幾つかの具体的な案もありました。その中の一つに、ゆっくりな村構想がありました。これは、調べてみますと新得町の事例を参考にしながらつくったということですが、これまた検討に値するものでなかったのかなと私思ったわけです。それで、こういったものの提案に対して、町長はどのような考え方を持っていたのかなということをお聞きしたいと思います。

もう一つ、2点目は、これは私の考え方ではありますが、校舎と生徒寮と職員住宅が備わっているという、この三つの条件というのは非常に大きなものだと思うのです。この条件の一体的な利活用を考えると、どうしても学校スタイルを継続するのが一番望ましいのだろうというふうに思います。しかし、学校が来るかという、それは難しい話でありますけれども、例えばの話ですが、学校法人や専門学校、そういった経営者などに直接伺って、いろいろと調査して協議した経過はあるのでしょうかということやら、これは私の個人的な考え方の一つでありますけれども、今までは道立だからだめだったけれども、場合によっては町立だったらいいのではないかという考え方もあります。町立だとか公立の今人気のある看護系、福祉系の学校を設立することも一つの選択肢として考える余地があるのかなと思いますし、たまたま本日の道新には高等養護学校の生徒が入校できない状況が報道されていまして、高等養護学校の現在の学校の定数をふやして、これに対応するというお話もありました。従来から当町に高等養護学校が欲しいという話も何度か出しておりましたけれども、実現できませんでした。そういった意味では、今道教委が考えている高等養護学校の生徒数の定数増員という方向は今打ち出されましたけれども、場合によっては高等養護学校の施設に変換するということもまたお願いできる一つの内容でないかなと、きょうの日になっての突然のことで加えさせていただきましたけれども、いかがなものでしょうか。

以上です。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 中農高の利活用について、小林参事と私から答弁をいたします。先に小林参事の方から。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） まず、1点目について私の方からご答弁をさせていただきますと思います。

中農高の利活用推進協議会につきましては、これまで4回の作業部会と3回の本協議会

を開催し、今後の活動に対する基本方針を決定してきました。その後、基本方針に基づいて事務方中心に情報収集、調査研究等を行ってきたところでありまして、今後作業部会や本協議会の中で本格的な協議を行っていくと。昨年度町長、町議会とも改選期ということがありまして、なかなか議論しにくかったというところをご理解いただければというふうに思います。今後これまで集めました情報、調査結果などを踏まえて、精力的に協議を行っていくというふうに考えておりますということをご理解いただきたいと思います。めどといたしましては、基本的には19年中ということで、そこに一定の結論を出せるよう作業を進めていきたいというふうに考えているところであります。

考え方については後ほど町長から答弁申し上げますけれども、ゆっくりな村構想について位置づけをご説明させていただきたいと思いますが、これは今年の協議会の中で一つの利活用の例として事務方の方で資料を提出したものであります。酪農学園大学、松本懿教授をアドバイザーにしておりますけれども、その助言やそれ以前に行った調査活動などをもとに、町の総合計画基本構想や農業高校の利活用の基本方針を踏まえて、農業高校であったという歴史を残しつつ、ある施設を最大限活用し、なおかつ定住人口をふやせるような仕組みというようなことを考えるとしたら例えばというふうなことで位置づけたものでありまして、議論についてはまだこれからと、ほかの選択肢も含めて比較検討はこれからというような位置づけであるということについてご理解をいただきたいと思います。事務局では、さらに関連した資料収集、調査を行っております。協議会としての検討は、これからということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私の方から、ゆっくり村の位置づけにつきまして説明させていただきますけれども、今お話ありましたとおり、ゆっくり村の構想は中農高の利活用を進める一つの方策として私は可能性が高い構想であるのかなと、このように考えております。特にその中でも知的障害者の関係も入っておりますから、そういう面も含めて可能性が高い構想であると、このように思っております。今後は、この案も含めて、少なくとも複数の案をさらに検討を進めて最善の利活用策を決めていきたいなと、このように考えているところでございます。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） 続けて、2点目について私の方からご答弁をさせていただきます。

協議会の事務局では、農業に絞りまして後継者育成のための学校等の可能性について検討し、このうち道内の農業専門学校1校について実際に訪問しております。道内では、廃校を通信制高校や大学に活用する事例も複数あり、こうした事例についても引き続き調査をしたいというふうに考えております。また、学校法人等に関しましては、北海道教育委員会の方で道内の私立学校の連合組織のようなところに情報提供などをしていただいているということでもあります。あと、看護、福祉系の学校、あらゆる選択肢について、今これ

がだめだというふうに考えているものは一切ありませんので、あらゆる可能性について検討していきたいというふうに考えておまして、そういうものについても否定しているということではありません。ただ、町立による学校運営ということにつきましては、大きな財政負担が避けられないということから、農業高校を存続させていく段階でも町立移管というような検討がなされたということがあります。そういう中で、極めて難しいというふうに考えてきた経緯もあるということでもあります。こうしたことから、他力本願的でありますけれども、国や北海道の機関の誘致ということを視野に、国会議員や道議会の先生に対して要請活動を行ってきたというところではありますけれども、残念ながら今の段階では新たな可能性を見出すには至っていないということです。先ほど高等養護学校の件についても補足でありましたけれども、大変申しわけありませんけれども、私の段階では今情報としては持っていないということをご了解いただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 私の方から養護学校の関係についてちょっとお答えをさせていただきますけれども、3月に新しい高校づくり推進室、室長さんがもとは宗谷の地域政策部長の西村さんということで、お邪魔をして、いろいろお話をしてきました。そのときに、養護学校の話、私の方も昔中頓別町が誘致をしたいのだという考え方を持っていたよという話をしたときに西村室長は、都市部では入りたい人がいっぱいいるのだけれども、地方まで行って入るとい人がなかなかいないのだと、そういうような話をしてしまして、私もその話を聞いてきた中で、4月だと思えますけれども、道新にその関係が出ておりました。そして、そのときも、やはり都市部では養護学校に入りたい生徒がいるのだけれども、都市部では定員の増にはならないで、地方にばかりなっていると。保護者の人からいくと、地方に子供を出す場合については経費がかかり過ぎると、こういうようなことも記載をされていた、こういう記憶をしているところでありまして、今回の高等学校の適正化配置基準の中でも地方の方で定員の増等について出ているのがありましたけれども、新規に養護学校を設置をするということは難しいのでないかなと、このような判断をしているところでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 再質問させていただきます。

まず、利活用推進協議会、これについてはいろんな方向性を踏まえてこれまでやってきたと、これから具体的な活動に入るということで、一つは了解させていただきますけれども、しかし進行状況を一般住民から見るとまだ遅いと感じているのです、率直に申し上げますと。だから、これからやるとすれば、積極的な具体的な行動をしないといけないと思えますし、この問題にこの1年間という一つの枠をはめるとすれば、議会としても相当な精力を傾けなければいけないだろう、町とともにやらなければならないだろうと思うのです。そういう意味で、ぜひ決意を新たに、この問題の光明を見出せるような結果になっていただければと思います。

もう一つ、町長にゆっくりな村の感想を聞いたのは、一つは住民に対しても職員に対しても、皆さんの考え方を教えてくださいよ、いい知恵出してくださいよと言うのは簡単だけれども、なかなか出せるという環境が整っていない。出したところで、何だこんなものと言われるのでないかとか思ってしまいます、逆に。そこで、町長の考え方を聞いたのだけれども、事務局の提案されるものについても相当な考え方を、思いを持って見ていただけるということがわかったので、これからは私ども議会も含めていろんな意味で提案させるいい環境ができ上げればなと思っておりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それと、たまたまのように養護学校のことを出したのですが、都市部ということである、新篠津なんかは相当地方です。新篠津も増員するということがあったのです。しかし、私が今までちょっと気になっていたのは、農業高等学校の施設だから、どうしても農業系のもので活用したいという思いがあり過ぎる嫌いはなかったのかなと、もう少しいろいろな面で広く考えていった方がチャンスもあるのかなというふうにも考えたわけです。私は、これは大変な問題でありますけれども、単にどこかの施設が来ればいいということではなくて、一つは地域の活力がここから発信するような、そんな施設であってほしいし、たまたま今国あたりの施設誘致では刑務所がはやっているそうです。刑務所来てくれればいいなんて言うけれども、刑務所来て、住民にどんな文化的な、また教育的な地域づくりを期待できるかという、なかなか思い立たない。しかし、そういった施設でも来てくれると、そこには経済の活性化が図られるだろうというふうには考えます。一つの誘致の問題としては、そういった広いものもあってもいいのですけれども、できるだけ地域の再生につながるようなことの利活用をこれからも検討していただければなと思います。これまで大変努力していただいたことは承知しながら、あえてこれを促進する意味で質問させていただきました。感想でいいですから、町長、お願ひいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 私どもも中頓別農業高等学校が生徒募集停止決定後、何とか中頓別農業高等学校の施設全体を利活用するべき努力をしております。しかしながら、私は基本的には町外からこの施設の利用者を呼び込みたいと、それで中頓別農業高等学校がなくなることのマイナス面を少しでもそれによって確保したい、こういうような考え方で進めてまいりました。当分の間、もう少しの時間、それに向かって担当の方で努力をしていただくように話しておりますけれども、先ほど担当から話ありましたとおり、19年、ことしの12月までには何とか方向性を決めないと時間がなくなってしまうのかなと、こういうようなことも踏まえて、これから専任の担当、我々も含めて最大限の努力をしながら、何とか町民の皆さん方に理解を得られる利活用の方向性を示していきたい、このように考えておりますので、ご理解をいただければなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） これで東海林さんの一般質問は終了いたしました。

ここで議場の時計で2時35分まで暫時休憩にいたします。

休憩 午後 2時20分

再開 午後 2時35分

○議長（石神忠信君） 休憩前に戻り一般質問を続けます。

受け付け番号5番、議席番号1番、西原さん。

○1番（西原央騎君） 何分初めての一般質問となりますので、何かとわからないこともあり、ご迷惑もおかけするかもしれませんが、何とぞお手やわらかにお願いいたします。

まず、今回の質問については、移住、定住の取り組みについてお伺いいたします。最近、田舎暮らしというものがメディアでも注目を集めています。テレビなどでも近年よく畑づくり、山づくりといったテーマで、自然と寄り添った暮らし方への関心が高まっていると実感しています。そして、田舎暮らしへのあこがれから、地方への移住、定住を考える都市住民がふえてきているのを実感しています。中頓別町の人口にあっては、平成18年度末で2,194人、そして平成17年度と比べましても74人の減となっております。地域の活力を支えていく特に若い世代を積極的に呼び込む必要性を感じています。移住者を呼ぶために、それを支えていくには農業を初め林業、福祉、そのようななりわいや仕事が必要となってくることであります。町として移住、定住に向けた政策をどのように行っているのか、今現在の状況をお伺いいたします。

また、基幹産業である農業の担い手をふやすための新規就農の取り組みをどのように強化する必要があると思っているのか、町長の考えをお伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 西原議員さんの移住、定住の取り組みについて、前段は小林参事、後段は私からお答えをいたします。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） それでは、私の方から前段についてのご答弁をさせていただきます。

移住、定住に向けた政策としては、従前から定住促進団地などの宅地分譲や住宅建設費の助成、空き家情報の提供などを行ってきていますが、昨年度から移住、定住の問題を重点課題というふうに位置づけて、さらに取り組みを進めてきたということでもあります。具体的には、相談窓口の一元化、移住体験事業の実施、全国に向けた情報発信と個別相談会への参加及び町内受け入れ態勢の準備などが主な施策でありました。ただ、これらはいわゆる団塊の世代を中心とした定年退職後の世代を中心に据えたものであり、若い世代に向けた施策にはなっていないというのが現状であります。実際に昨年度も若い世代の方からも複数の相談を受けておりますけれども、残念ながら移住ということには至っていないということでもあります。最大の課題としましては、ご質問にありますようになりわい、仕事であります。既にある起業化支援施策の活用や中頓別農業高校、敏音知小学校といった廃校施設の利活用対策など、これから新たな雇用創出を目指した施策を検討していき、若い

世代の移住につながるよう努力をしていきたいというふうに考えております。また、退職者や子育ての終わった世代だけでなく、ご質問にありますように若い世代の中にも農的な暮らし志向を強く持って移住先を探していらっしゃる方も多くいるというふうに承知しております。この地域としても、規模の大きな酪農だけではない小規模な畑作などでの就農とか、半農半Xといったライフスタイルに対応できるかどうか、これらは産業建設課、農業団体や農業委員会といったところとの調整、連携が不可欠でありますけれども、こういうことが対応できるかどうかというようなことも今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 基幹産業である農業の担い手をふやすための新規就農の取り組みでありますけれども、本町農業の軸である酪農の持続的発展を図るためには意欲ある農業後継者の育成と新規就農の受け入れ態勢を整備することが重要であります。特に離農跡地の活用を図るためには、地域の受け入れ態勢が整備されなければなりません。また、酪農の場合は設備に多額の投資が必要となりますので、資金対策も必要であります。町としては、新規就農者誘致特別措置条例を設置し、支援する整備をしておりますけれども、新規就農のためには酪農に関する高い知識と経験が必要ですので、関係機関で組織しております中頓別町農業担い手育成センターにおいて、酪農実習、酪農研修の受け入れ態勢の検討を指示をしまいたいと思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） 再質問させていただきます。

さまざまな方向や関係機関での検討が行われているようですが、中頓別町の移住、定住の可能性の実情について、どれぐらいの具体的な数値をもとに話し合いが行われているのかなという疑問を少し感じています。まず、1点なのですが、先日出た旬報なのですが、この中で中頓別町の特色を生かした独自プロジェクトの策定についてということで、作成されたのを公表という形をとっていますが、これはいろいろな項目がありますが、やはり移住、定住というのも一つテーマとして載ってしまっていて、この中で具体的な成果目標ということで、観光施設入り込み客数については年間で11万人、自然体験、環境学習、体験観光への町外からの参加者数については年間で1,000人、そして移住体験事業宿泊数については年間で延べ200人日という形で公表されていますが、これの数値の整合性というのですか、一住民にとっては、ぽんと数字を出されても、これが具体的に事業としてどういう内容の事業なのかと。今までやっていない事業ですので、どうしてこういう数値に落ちているのかなというところに少し疑問を感じる点がまず1点。

それから、新規就農についての話し合いはこれからだというのが大体の答弁の内容のかなと思いますが、例えば3年後、5年後、10年後、そういうような年数で今後農家戸数がどのように減少していくのか。減少というのは、今の状態では避けて通れない状況のかなと思います。そういう数値をもとに、どれだけ新規就農を目指せばいいのか、そう

というような数値目標も出てくると思うのですが、そのような点について今まで検討されているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 2時45分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） ご質問いただきましたのは、今年度総務省が進めております頑張る地方応援プログラムといたしまして本町が策定したプロジェクトについてでありまして、この中で自然との共生、都市との交流によるいきいき中頓別づくりプロジェクトというふうに位置づけまして、基本的には既設のこれまで予算計上してきた事業そのものをこういう目的というふうにくくっております。特別交付税で最大3,000万円の措置を受けられるというようなことから、本町としてはそういう地域づくりの理念を明確にした上で、既存事業でそういうプロジェクトにくくったというものであります。この中で、成果目標というようなことを求められるというところがございまして、先ほどご質問にありましたような3点の目標を定めております。観光施設の入り込み客数につきましては、過去5年間の最高値が平成14年度で10万7,000人ちょっとということから、その水準を上回りたいということで11万人というふうに設定しております。それと、自然体験、環境学習、体験観光への町外からの参加者数につきましても平成17年度の観光協会で行っていただいております体験観光の参加者数が452名いらしたということから、倍増以上になりますけれども、1,000人を目標として取り組みたいと。あと、移住体験事業の宿泊数につきましても、昨年度で108人日と、お二人で長く泊まっていたという方がいらしたということもありまして、108人日というふうな数字を持っておりまして、これをもとに19年度以降、これ3カ年のプロジェクトなのですけれども、200人という数値を上げさせていただいております。これらは、この後補正予算でご提案させていただいているところですが、商工会を中心として進めようとしている小規模事業者新事業全国展開支援事業というものに基づいてやる。従来からやってきております体験観光を核にしながら、さらに環境学習や環境教育というようなことでさらに幅を持った体験活動をやっていく、あるいは森林療法、森林セラピーといったようなものも地域の特色として生かしていけないかと、さらに去年から取り組んでいる移住、定住でありますけれども、これもいきなり定住ということではなくて、少しでも長い滞在期間、長期滞在というような仕組みをつくっていきながら、こういう結果について、数字にしてしまうと無味乾燥な感じはありますけれども、先ほど申し上げたようにそういう理念を持って進めていく施策の目標として設定したものであるということでもあります。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 新規就農についての再質問についてお答えをいたしますけれども、現在中頓別町、酪農も含めて54戸の農家戸数があるわけでありましてけれども、10年ぐらいの将来の間に恐らく40台の前半ぐらいの戸数になるのかなと、このように思います。しかしながら、今までもそうでありましてけれども、酪農家の離農の跡地を既存の農家の人たちが農地等については取得をしながら規模拡大を図ってきている状況にあると、そういう意味からすると、今後離農が進んだ中で農地等々について耕作放棄地が出るのかなどなのか、こういうものもあるのではなかろうかなと思います。そういう意味では、今すぐ何戸減少し、何戸の新規就農があればいいのかという数字を出すのはなかなか難しい状況にあると、こういうように思います。特に新たに家を建て、牛舎を建て、牛を買って、農地を買うということになると何億という金額になりますから、そういう面での新規就農はなかなか難しいだろうと思います。特に中頓別町として新規就農を呼び込むためには、離農跡地を一括して新しい新規就農者に譲っていくと、こういうスタイルしかないのではなかろうかなと思いますから、今私どもが考えている新規就農の数字というものはなかなか示すことができないのではないかなと、こういうことでご理解をいただければと思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） それでは、再々質問をさせていただきます。

このような旬報のデータとか今の現状というもの、新規就農の可能性というのは移住、定住に結びつく話だと思います。ただし、なかなか町民の全体に伝わっている話ではないのかなと思います。特に中頓別は移住者が少ない中で、これから移住、定住の事業を行おうというような雰囲気になっています。そんな中で、このような形で公表するような形だけにとどまらず、ぜひしていただきたいと思うことの一つに、新しいプロジェクトですので、勉強会のような形で今の行政が持っている情報を住民に公開していく、そのような勉強会を開催する必要性を感じています。これをしないことには、町民全体の意思のもと新しい移住者を受け入れる素地がつかれないのではないかと思います。状況は厳しいと思いますが、個々人の姿勢、ようこそ中頓別へ、というような意識、これがあるかないかで町に対する印象が全然違ってくると思います。ですから、いろんな形で情報を整理して行政の方針を出すのはもっともなのですが、住民にもっと伝える努力をされてはと思っています。その形がやはり行政のスタイルとしては勉強会のような形で、勉強会といふとかた苦しいですが、今の移住、定住はどういう方向があるのかと、中頓別の10年後を見て、どういう状況が待ち受けているから、取り組まなければいけないと、というような形で繰り返し町民に向けてのフォーラムや勉強会を行う必要性を感じていますが、こういう勉強会についてどのように思われますか。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） ご質問の趣旨として、今町が取り組もうとしている移住、定住につきまして町の状況や町としての取り組み等々についての住民に対しての説明不足

ということ、あるいはこういう施策については住民の理解が不可欠であるのだというご指摘というふうに踏まえて、謙虚に受けとめたいというふうに思っております。具体的に昨年度も広報などで、こういう事業に取り組んでいますよということを座談会形式でわかりやすく町民にもお伝えしたいというようなことで、やらせていただきました。まだまだ不十分なのかなというふうに思います。ご指摘のあった勉強会という形になるのか、フォーラムという形になるのか、既存では予算とかを持っていないというところもあるのですが、実施できるかどうか、できるだけ前向きに検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 西原さん。

○1番（西原央騎君） ありがとうございます。なかなかうまく伝えられなかったと思いますが、公表するだけではなく、関心の高い住民もいると思います。関心の高い住民の意見を反映できるような形がこういうような移住、定住というような新しいプログラムを成功に導くのではないかと考えていますので、そういった努力をしていただければと思っています。

以上です。

○議長（石神忠信君） 以上で一般質問は終了いたしました。

一般質問が終了いたしましたので、議場からのテレビ中継を終了いたします。

日程第15に入る前に、議案の訂正がありますので、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時55分

再開 午後 2時56分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 日程第15、議案第1号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 平成19年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明いたします。

平成19年度中頓別町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正では、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,241万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,

273万2,000円とするものです。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものです。

第2条は、地方債の補正で、既定の地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものです。

それでは、3ページの地方債補正から説明いたします。過疎対策事業では、限度額を7,500万円増加し、1億3,880万円とするもので、内容は中頓別弥生線道路改良整備事業で4,500万円の増額、町道7丁目線整備事業で3,000万円を新規に計上するもので、それぞれの事業において事業費や事業量等の変更に伴い、限度額に変更が生じることによるものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はありません。

公有林整備事業では、限度額280万円を増額し、500万円とするものです。これは、事業費の変更に伴い、限度額に変更が生じたことによるものです。起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

次に、事項別明細書、歳出の方から説明をいたします。8ページをお開きください。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、既定額に480万1,000円の減額補正で、内容は1節報酬の特別職報酬等審議会委員報酬、自治基本条例策定委員会報酬として27万3,000円、それに伴い、9節旅費の費用弁償10万円を追加し、事業追加に伴う事務費支弁分として2節給料から7節賃金までをそれぞれ減額するものです。

4目財産管理費では、既定額に31万2,000円の追加補正で、内容は15節工事請負費で一般国道275号中頓別市街歩道補修工事に伴う地籍図根点移設工事費を計上するものです。

13目政策推進費では、既定額に1,027万3,000円の追加補正で、内容は1節報酬で環境基本条例検討懇話会委員報酬9万3,000円、8節報償費で地域づくり研修会講師報償費で10万円、9節旅費30万2,000円、これは環境基本条例検討懇話会開催による費用弁償及び地域づくり研修会講師に係るものです。11節需用費、12節役務費では、地域づくり研修会に係る消耗品等を計上しているものです。19節負担金補助及び交付金では、966万8,000円を計上するものです。これは、先ほど来ていましたが、中頓別商工会が展開する事業で、町の新たな観光客入り込み増を図ろうとする体験観光メニューなどを探る自然と共生、都市との交流による地域経済再生プロジェクトに取り組むもので、町と連携し、一体となって実施するものです。

3款民生費、1項社会福祉費、2目老人福祉費では、既定額に670万7,000円追加するものです。内容は、13節委託料で後期高齢者医療保険料徴収システム開発委託料です。

4目障害者福祉費では、既定額に411万3,000円を追加するもので、内容は13節委託料で障害者福祉システム開発委託料等111万3,000円を計上、19節負担金補助及び交付金で天北厚生園運営等補助金300万円を追加するものです。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費では、既定額に13万4,000円を追加し、内容は15節工事請負費で神社公園遊具撤去費を計上したものです。

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費では、既定額に81万円を追加するもので、内容は19節負担金補助及び交付金で合併処理浄化槽設置整備事業補助金、これは5人槽1個分を計上するものです。

6款農林水産業費、2項林業費、1目林業振興費では、既定額に2,517万円追加するもので、内容は4節共済費から12節役務費について事業における交付金の事務費で450万円を計上し、15節工事請負費の森林環境保全整備事業での町有林造林工事で弥生地区町有林造林工事6ヘクタール、岩手地区町有林人工造林工事3ヘクタール、被害地造林工事では岩手地区町有林被害地造林工事で3.33ヘクタール、799万1,000円を追加。19節負担金補助及び交付金では、21世紀北の森づくり推進事業補助金のほか3事業合わせて1,672万9,000円を追加するものです。

7款商工費、1項商工費、2目観光費では、既定額に184万5,000円追加するものです。内容は、ピンネシリオートキャンプ場コテージ外壁塗装工事で、6人用1棟を工事するものです。

8款土木費、土木費については、説明資料を配付しているところがございます。3目道路新設改良費では、既定額に1億3,000万円を増額するもので、内容は2節給料から12節役務費、14節使用料及び賃借料については事業に係る事務費分680万2,000円、13節委託料で実測線調査設計委託料で800万、15節工事請負費で中頓別弥生線道路改良工事9,400万、町道7丁目線改良舗装工事で2,069万8,000円、22節補償補てん及び賠償金で家屋等移転補償費で50万円をそれぞれ追加したものです。

5目住宅費、2目住宅建設費では、15節工事請負費で公営住宅120戸270カ所、特公賃住宅で20戸40カ所に住宅用火災報知機を設置するものです。

9款消防費、1項消防費、1目消防費では、既定額に9万1,000円を追加するもので、南宗谷消防組合負担金を増額するものですが、内容は市町村総合事務組合負担金の増額によるものです。

10款教育費、1項教育総務費、3目住宅管理費では、既定額に389万円を追加するもので、11節需用費で教員住宅12戸31カ所に住宅用火災報知機を設置するものです。15節工事請負費では、職員住宅水洗化工事4戸分360万円。

2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費では、中頓別小学校下水道切りかえ工事300万。

4項社会教育費、3目社会教育施設費の11節需用費で郷土資料館換気口修繕7万9,000円。5目創作活動施設費で、創作活動施設屋根修理工事96万円を計上するものです。この二つにつきましては、雪による被害であり、郷土資料館の工事費の100%、それから創作活動施設では工事費の80%が建物共済保険の該当となるものです。

13款諸支出金、2項特別会計繰出金、1目特別会計繰出金では、既定額に706万6,

000円追加するもので、国民健康保険事業特別会計に645万円、介護保険事業特別会計に61万6,000円を追加するもので、歳出合計、既定額に1億9,241万6,000円増加し、32億9,273万2,000円とするものです。

なお、2款総務費、1項総務管理費、13目政策推進費は小林参事、6款農林水産費、2項林業費、1目林業振興費については柴田産業課長から補足説明をいたします。

○議長（石神忠信君） 小林総務課参事。

○総務課参事（小林生吉君） それでは、私の方から政策推進費関連の補正の中身についてご説明をさせていただきたいと思っております。本日配付されておりますA4横長の19年度一般会計6月補正予算、政策推進費関係説明資料というのをお手元で見いただければと思います。

それでは、ご説明をさせていただきたいと思っております。19年度のところで移住促進と、それから農業高校の利活用対策費として、それぞれ55万6,000円、68万1,000円を当初計上しておりますけれども、今回補正をさせていただきました中身につきましては、小規模事業者新事業全国展開支援事業に関する補正が主でありまして、これは中頓別商工会が実施をいたします事業でございまして、もう一枚裏についておりますものがその概要であります。基本的には、敏音知小学校の将来の利活用に向かって、あそこを自然学校として活用していけないかということが基本でありまして、その中にこれまで観光協会等が中心になって取り組んできております体験観光などの連携、国保病院の住友院長が熱心に取り組もうとしている森林セラピーの取り組みあるいは移住、定住の取り組み、こういったものを組み合わせて、地域の観光資源をさらに磨き上げて、たくさんの人に来ていただく、都市との交流を図っていけるような仕組みというものに取り組もうという、そういう商工会の事業に対する町の補助ということであります。

予算額といたしましては966万8,000円というふうに計上させていただいておりますが、この財源といたしましてまちづくり基金800万、一般財源が166万8,000円というふうになっております。ただ、基金の800万相当につきましては、商工会の方で全国商工会連合会の方から定額で800万の補助を受けられるように、基本的に内示というか、いただいております。それが確定すればこの800万はそのまま落ちるということでありまして、町の方が一般財源として補助する金額につきましては最大166万8,000円という範囲になるかなというふうに思います。

この中で、先ほど言いましたように小学校を実際に自然学校として使うということ、施設自体も動かして、電気、水道等を通して使っていくということがありますし、この中で将来に向かっての体験メニューの開発、実際に将来とも持続していける学校運営のあり方などについて、既に先駆的に取り組んでいるNPO法人へ委託するというような事業、それから観光協会として取り組んでいただく委託事業などを想定して、金額についてはちょっと流動的なのですけれども、700万ほどを見ております。それと、本来であれば環境基本計画、暫定ですけれども、つくるということから、それらに関連する施策というの

も予算計上していきたいということなのですが、これも今回こういった補助制度がありますので、その中で取り組んでいきたいということから、この事業の中ですべて取り組んでおりまして、唯一環境基本条例の検討懇話会に関する経費のみ別に計上させていただいております。あと、地域づくり研修会ということで、これ昨年も2本、市町村振興協会の補助を受けてやっております。本年度4本申請したのですが、全道的にこういう開催が多かったということもありまして、2本50万という採択でございまして、端数分含めて50万2,000円という形で計上させていただいております。合計1,027万3,000円という補正を計上させていただいたということでもあります。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） それでは、林業振興費につきまして、本日お配りいたしました説明資料に基づき、詳細についてご説明申し上げます。

まず、15節の工事請負費ですが、799万1,000円の計上でありますけれども、造林事業年度別一覧の配付をさせていただいております。15年度から18年度の実績、それから19年度の予定ということで資料を配付させていただいておりますので、ごらんいただきたいと思っております。19年度におきましては、先ほども総務課長の方から説明いたしましたけれども、弥生1-18小班、6ヘクタール、事業費としては469万2,450円、岩手34-45小班、3ヘクタール、242万250円、これにつきましては被害地造林でありますけれども、岩手34林班の117小班、3.33ヘクタールであります。合計12.33ヘクタールで、対象事業費が799万500円であります。その請負額につきましては、同額を見させていただいております。補助金については、525万7,980円ということで、補助残については起債270万、ほか一般財源ということで、説明資料を配らせていただきました。

それから、19節負担金補助及び交付金の21世紀北の森づくり推進事業、先ほど訂正いたしましたけれども、ふるさとの山づくり総合対策事業補助金と書いてあるやつを21世紀北の森づくり推進事業補助金ということで訂正させていただきましたが、572万円でありますけれども、この事業につきましては国有林の公共造林事業の対象となった造林のうち、森林所有者が市町村と森林の造成に関する協定を締結しまして、森林組合等に事業を委託して行う場合に補助採択されて、標準経費の100分の27、うち道100分の17、町100分の10、再造林に当たっては100分の22ということで、平成15年から17年度までは上記の補助規則に基づきまして、それから平成18年度から一部基準が変わりまして、補助率そのものが100分の27から100分の26で、道が1%引き下げております。補助の対象については、吸収源対策と機能向上対策ということで名目も変わっておりますけれども、平成18年度の実績といたしまして対象件数14件、面積28.19ヘクタール、標準経費が2,284万1,233円、補助残が578万9,083円、このうち道が100分の16、町が100分の10ということで補助しております。平成19年度の予算につきましては、面積を機能向上タイプ造林を22ヘクタール、吸収

源対策タイプ造林を3ヘクタール見まして、全部で25ヘクタールを見ております。

それから次に、森林整備地域活動支援交付金であります。ちょっと字が小さくて申しわけございません。1枚のペーパーにしたものですから小さくなりまして、ちょっと読みづらいかと思いますけれども、年度別一覧といたしまして、前期対策の平成14年度から平成18年度までの5年間の実績を載せております。また、それぞれ交付金の目的、支援の対象となる関係の手續、使途、金額等も詳細にそこに記載しておりますが、説明は省かせていただきます。平成19年度から23年度まで、改正点がございまして。主な改正点は、交付単価がヘクタール当たり1万円から5,000円に変更になってきている。対象森林が森林施業計画を作成している次の森林に補助が当たっていたのですが、それは三つほどありまして、7齢級以下の人工林、②として8、9齢級人工林の一部、これは7齢級と一緒に施業した場合に該当になります。3番目として、12齢級以下の育成天然林が新制度では9齢級以下の人工林のみ対象となるということで変わってきております。それから、協定締結の部分が市町村と森林所有者だったのが市町村と団地の代表者に変更になってきたと。それから、交付方法ですけれども、協定締結者に直接交付が団地の代表者に一括交付ということになってきております。負担区分については、それぞれ従来と同じであります。その他として、協定を締結する森林所有者は、あらかじめ交付金の配分方法を決定するとその他に書いておりますけれども、これが交付金金額を地域活動等の経費に使用、各森林所有者への配分はなしということに変更になってきております。それと、新たにプラス、下の方に書いておりますけれども、森林施業の集約化に向けた支援、追加内容として交付単価、1回限りヘクタール当たり1万5,000円が新設されました。これは、森林施業計画を作成していない次の森林に対して交付されます。8齢級の人工林に対して交付されるということでもあります。この部分については、本町においては該当が出てきません。平成19年度の予定対象森林については、一応2,000ヘクタール見させてもらっております。補助金額1,000万ということでもあります。

それから、次ですが、民有林の公費造林事業の補助金でありますけれども、100万3,000円ありますが、中頓別町民有林公費造林事業として目的、それから補助の対象、これにつきましては10アール以上の面積を下刈りする者に対して補助をするものであります。補助対象事業、それから補助金については、査定経費の100分の5ということで補助してきております。15年度から18年度まで、実績を4年間分記載しておりますので、お読みいただきたいと思っております。それから、平成19年度については、対象面積を170ヘクタール見込ませていただいて、査定経費2,006万円、補助金額100万3,000円を見込んでおります。

それから、道路事業については、道路事業年度別一覧表を事前に配付しておりますので、説明は省かせていただきます。

○議長（石神忠信君） 米屋総務課長。

○総務課長（米屋彰一君） 次に、5ページの歳入を説明いたします。14款国庫支出金、

2項国庫補助金、1目民生費国庫補助金では、既定額に103万8,000円追加する補正で、内容は障害者福祉システム開発経費に係る補助金を追加するものです。

2目土木費国庫補助金では、既定額に5,624万5,000円の追加補正で、内容は中頓別弥生線道路改良舗装工事補助金及び防災警報器設置事業に係る補助金を追加するものです。

4目衛生費国庫補助金では、新規に11万7,000円を計上するもので、内容は合併浄化槽設置に対する補助金です。

15款道支出金、2項道補助金、2目農林業費補助金では、既定額に1,650万4,000円追加補正するもので、内容は2節造林事業補助金では町有林造林工事、町有林被害地造林工事で525万7,000円、11節のふるさとの山づくり総合対策事業補助金352万円、12節森林整備地域活動支援交付金制度補助金750万円をそれぞれ追加補正するものです。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入では、58万8,000円を追加補正するもので、内容は町道275号線市街歩道補修工事に伴う町有地売払収入を計上するものです。

3目生産物売払収入では、79万円を追加補正するもので、内容は町道中頓別弥生線道路改良に伴う町有林伐採に係る生産物販売収入を計上するものです。

18款繰入金、1項基金繰入金、2目まちづくり基金繰入金では、既定額に800万円を追加補正するもので、先ほど出ました小規模事業者新事業全国展開支援事業、中頓別商工会事業分を財源として計上するものです。

4項減債基金繰入金は、既定額に2,605万8,000円追加補正するもので、今回の補正分の一般財源不足分を充当するものです。

5項財政調整基金繰入金では、既定額に300万円追加補正するもので、内容は社会福祉法人天北厚生園補助金によるものです。

20款諸収入、4項雑入、1目雑入では、既定額に227万6,000円追加補正するもので、内容は町有建物罹災共済金で、郷土資料館換気口修繕建物共済保険及び創作活動施設屋根補修工事建物共済保険84万6,000円、住宅用火災報知器補助金61万9,000円、国道275号中頓別市街歩道補修工事に伴う図根点移設補償費31万1,000円、北海道市町村振興協会、これは地域づくり研修会開催支援金です、50万円を追加するものです。

21款町債、1項町債は、既定額に7,780万円を増額するもので、内容は地方債補正で説明したので、省略させていただきます。

歳入合計、既定額に1億9,241万6,000円を増額、補正後の額を32億9,273万2,000円とし、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、3点ほどお伺いしたいと思います。

林業振興費の中で15節の工事請負費、被害地造林、ここでいう被害地というのはどういうものを指して被害地というのか、その点についてお伺いしたいというふうに思います。

それから、土木費の中で家屋等の移転補償費50万が追加されておりますが、過去の道路工事において町道2条通り等の整備等については、移転を伴わないようにするのだということの基本として持っておられたと思うのです。それで、50万ぐらいなので、大きな建物とか、いわゆる住宅ということではないのだろうと思うのですけれども、移転ということなので、その点について考え方、あるいはこのものが一体どういうものなのかという点についてお伺いしたいと思います。

それと、同じ土木費なのですけれども、今回補正に上がっています橋梁工事で8,000万、弥生会館から500メートル鍾乳洞に向かったところと、小さな熊の沢川で延長で17メートルもあるのかなという気がちょっとするのです。ただ、それほど大きな橋とも思えないので、かなり多額な金額がかかるというふうに素人的には思うので、こちら辺の見積もりについてどういう経過を通過しているのか、その点について。また、この金額が町側として妥当な金額だというふうに思えるのか。

以上3点についてお伺いします。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 被害地造林の基準なのですが、60%以上が枯れた場合は補助対象になるということで、岩手の34林班の117小班は70.58%の被害率であります。よろしいでしょうか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） まず、家屋等移転補償費の関係でありますけれども、予算の書き方上こういった書き方をしていますけれども、実際は水道の移転補償費のことを指します。それで、場所は、ことしから始める7丁目線、旧幼稚園から森林組合までの路線でありますけれども、ことしの予定については旧幼稚園から聖福寺さんまでを予定しています。その歩道の下に水道の50ミリ管が入っておりますので、7丁目線の工事の中で歩道の改良というのも出てきますので、それにかかるおそれがあると。あくまで今の段階ではまだ調査をしていませんので、かかるおそれがあるということで50万計上させていただきます。

それと、中頓別弥生線の橋梁の関係でございまして、総事業費については8,000万でございまして、工事請負費については7,520万ということになります。それで、延長については17メートルで、見た目はそんなに必要ないのではないかというふうに思われるかもしれませんが、熊の沢川でありますけれども、あれの流下能力等を計算した上で、そのぐらいの延長が必要になるということと、工事は上部工と下部工に分けて行うのですけれども、単に橋の工事だけではなくて、その前後の護岸だとか接続プロ

ックだとか、そういった工事も伴って、その上で7, 520万という予算になっているということでご理解いただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） それでは、もう一度、最初の被害地造林について、これは一回造林した後ということだというふうに思うのです。それで、60%で、70.58%が枯れたということなのですから、造林したやつが枯れて、また造林というのも、確かに補助はあるのでしょうけれども、言えばちょっとむだな仕事かなというふうに思うのです。それで、100%ということは、木とはいえ生き物ですから、自然相手にするわけで大変だろうとは思いますが、70%枯れたということも、これもひどいなという気が私はちょっとするのです。そういう点について、管理上、造林の方法が適切でなかったのか、あるいは造林後の管理において手をかけるところがかかっていたのか。10%、15%ということならば、自然的にそれは仕方ないのかなという気はするのですが、70%というとはほとんどということですよ。そうすると、被害にしてはちょっとひど過ぎる。だから、何かの台風でもあったとかというのなら、これはわかるのだけれども、その点について何でこれだけ枯れたのかという原因等についてもお伺いしたい。

それから、橋のことなのですから、7, 520万、前後の護岸等があるので、橋だけではないのだということなのだけれども、これの見積もりに関しては、町が独自というか、ある程度国の基準や何かを当然参考にするわけですから、国から補助が出るのですけれども、見積もりに関して国が関与するということはないと思うのです。これ確認なのですから、町がある程度の計算式によって見積もりを出しているのだと思うのですけれども、そういう考え方で間違いはないのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 岩手の被害地造林なのですが、17年度の春に造林した地区でありまして、17年度の春なのですが、ちょうど植えてから天気が続きまして、かなり天気が続いたということで自然災害になってしまったと。次の年、下刈りの検定等に行った段階で相当な枯れ率だったということで推移してきておりますし、これは春造林する時期の問題等もあるのかなと思っております、それ以降ちょっと春造林を控えまして、秋造林を中心に対応してきているところであります。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 橋の見積もりに関する関係でありますけれども、基本的には国庫補助事業の設計積算については道の積算基準を活用しながら設計をしております。ただ、例えば今回の橋のような、橋そのもののPCげたというものも使っているのですけれども、そういった特殊なものは町独自で見積もりをとって、それを採用しながら設計を組んでいます。設計自体は、当然道の設計審査だとか技術審査等々も受けながら、その上で発注するという段取りになっています。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 被害地について、春で失敗して、現段階では秋造林に重点を置いているということなのですから、この2カ所、両方とも今回は秋造林という考え方でいるということによろしいのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 柴田産業建設課長。

○産業建設課長（柴田 弘君） 2カ所といいますと。

○6番（柳澤雅宏君） 両方という意味。

○議長（石神忠信君） 19年度のという意味。

○6番（柳澤雅宏君） 町有林と被害地の二つ、9ヘクタールと3.3、両方とも秋造林ということかということ。

○議長（石神忠信君） ことしの事業。

○産業建設課長（柴田 弘君） 秋造林で実施します。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 11ページの住宅建設費の中の工事請負費で、公営住宅等の防災警報器の設置工事、これ小さい数字ですけれども、ちょっと疑問に思ったので伺いたいのですが、実はこの警報装置を私も個人的につけました。まだ年度的には余裕あるのだけども、電器店からどうですかと言われたので、つけました。1個約7,000円程度だったと思います。私の家は、約200平方メートルあります。公住ですと、約50かそんなものですよね。これが1戸すべて2カ所になっているのです。私の家は、1カ所でいいですと言われました。この疑問をどう解決してくれる、答えてくれませんか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） まず、消防法の説明から始めさせていただきますけれども、消防法上は住宅用防災警報器をつけないといけない箇所というのは就寝室として活用する部屋というふうに定義づけられております。ですから、仮に4LDK、5LDKの住宅であったとしても、就寝室、実際に寝ている部屋が1室の場合は一つでいいというふうになります。逆に家族が多くて四つも五つも就寝室がありますという場合は、四つも五つもつけなければならないというのが消防法上であります。あと、例えば2階建ての場合で就寝室が2階に1室ありますといった場合については、寝室と階段室にももう一つつけなければならないというような定義づけになっております。まず、それが消防法の関係であります。それで、今回公営住宅でありますけれども、特公賃と合わせて140戸、140軒設置をする考えでおりますけれども、トータルで310個になっております。この考え方は、公営住宅で3LDKであれば3カ所、2LDKについては2カ所、1LDKについては1カ所という考え方で設置をしております。この140戸というのは、公営住宅等地域住宅交付金という補助対象になる住宅でありまして、耐用年数を超過していない公営住宅が補助の対象になります。ですので、建設から30年以内の公営住宅等は補助金の対象になっております。警報器を設置すれば、それ以降10年以上は管理をしなればいけないというふうに定義づけされておまして、ただそれとは別に、ことし設置をする

住宅につきましては10年、20年、30年と使う建物でございますので、そういったことで設置をするということでございます。

あと、金額の関係でございますけれども、今議員からおっしゃられた7,000円という金額でありますけれども、一般住宅においてはその程度でつけていらっしゃるのかもしれませんが、単純に今回の予算を割り返すと8,730円ほどになります。その違いは何かということでもありますけれども、一つには一般家庭の場合については単につければいいということでもありますけれども、公共工事の場合はつけた後に当然チェックをしなければならないのはもとよりですけれども、そのほかに例えば写真、写真についても全取りつけ箇所の写真を提示することになりますし、そのほか承認図だとか完成図だとか旬報だとか、そういったもろもろの成果品というものを求める形になります。そういった手間も当然かかってきますし、公営住宅でありますから、ましてことしについては140戸の公営住宅に設置をしていかなければならない。ですので、現実問題として請負業者の都合だけで設置をしていけるというわけでは決してない。新築だとか一般住宅等のように行ってすぐつけれるというようなものではなくて、もしかしたら何回か通っていかなければならないだとか、若い世代についてはほとんど夜につけに行かなければならないだとかというような現実問題としての手間もかかってきます。それで、補助事業ということもあるので、基本的には道の積算、設計基準に基づいてこれについては設計をしておりますので、一般家庭と比べると若干は高くなっているのかなというふうには思っています。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 全然理解できない。理解できますか、みんな。防災の関係ですから、万全にしてやるのは大事です。これは、わかります。ただ、私のところ、200平方メートルある家でも1個でいいと言えば、私は1個にしました。その4分の1ぐらいの住宅が2個、3個というような話が現実にはどうしても妥当性として感じられないのです。それが民間と役所との違いだと、いつも言われていることなのです。確かに補助金もあります。国の補助金もあるし、それから町有建物罹災共済金からも来ます。それで、町費負担は少ないとは言いますが、今現実を考えてください。私もさっき一般質問で言いました。農家にばかり補助金やって、ほかの人のやつを削っているのではないかと、そういう時代に、公住だからといってこういうやり方が許されるのかどうか。町長、もう少し考えながら現実的な対応をしないとまずいと思うのです。法律でこれだけやれといっていることではないですよ。最小限のことはしなければならぬということでは、これが妥当なやり方なのかどうか、それが1点。

それと、もう一つは、入札になっていると、どうしても入札の対象者、建築業者だとかだと思っただけけれども、少なくともこんなものはそこら辺の電器店でもやれるのだし、電気設備屋さんでも当然やれるのです。入札対象者はそういった方々ですか、それを伺いたいと思います。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野呂智雄君） 前段の質問にお答えをいたしますけれども、設置する前の入札の段階で十分担当と協議しながら、3LDKだから3個必要なのか、2LDKだから2個必要なのかどうなのか、その辺については十分内部で協議をしながら適正な配置をしてみたいと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 後段の関係でありますけれども、工事請負費で組んでおりますので、工事入札ということになります。そういうことありますので、建設業の許可を持った指名願を出している電気工事業が指名業者になるということでもあります。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 町長の答弁はわかりました。よろしくお願いします。

中原参事の今のやつは、私が聞いているのは一般に取りつけをしている電器店も対象になれるのかどうか、その辺です。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） 一般の電器店さんにつきましては、電気工事業の建設業の許可を受けておりません。かつ、建設業の許可を受けておりませんので、町に対する入札の指名願についても出してきておられませんので、入札に参加させることはできません。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 19年度の道路事業の補正予算についてですけれども、中頓別弥生線、1条通り線、7丁目線と、この三つの道路の財源内訳で起債の合計額が合わせて1億2,600万円になっているのです。実質公債費比率というのを、去年でしたか、私たち知らされまして、中頓別町が随分高い数字になっているということに驚いたわけです。それで、起債とか借金はこれ以上してはいけないというような気持ちになっているわけですけれども、この道路のうち7丁目線については新規の事業です。それから、先ほど話が出ていました弥生線の橋梁工事についても補正で3,600万円ということになっておりますけれども、特に金額の大きいこの二つですけれども、今補正予算を組んでことしの時期にやらないといけないものなのかなと思いますけれども、そのあたりいずれやらなければならないということなのでしょうけれども、少しずつ分割して、1年延ばしたり2年延ばしたり、少しずつやっていくことはできないかなとも思うのですけれども、その必要性というか緊急性というか、そのあたりはどのようにお考えになったのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 中原産業建設課参事。

○産業建設課参事（中原直樹君） まず、中頓別弥生線につきましては、事前にお配りした道路整備一覧表というのものにも記載させていただいておりますけれども、平成6年から事業を開始して、計画期間が平成21年ということになっていて、それで計画的に毎年度事業を行ってきているということでございます。それで、町といたしましても、毎年度の各路線の事業費についても十分協議をした上で、道、国に対しても要望した上で採択をし

て、事業を進めてきているということでございます。それで、計画期間でいけば、中頓別弥生線はことしを入れてあと3年ではありますけれども、その中でことしについては道路改良が200メートルで、舗装新設で450メートル、たまたまという言い方はおかしいですけれども、年度計画上ことしが熊の沢川の橋梁整備に当たったということで、若干は事業費も多くはなっておりますけれども、あくまで計画に基づいて事業を進めている結果だということでございます。

それと、7丁目線につきましては、市街地の道路整備については、議員もご存じのとおり平成12年に策定した市街地整備実施計画に基づいて実施をしてきております。それで、おおむね市街地の道路整備についても、その市街地整備実施計画に基づいてほぼ完成に近づいてはきております。昨年から1条通り線を進めてきておりますし、残すところはあと7丁目線、旧幼稚園から森林組合までのところでありまして、そこが残されているということでありまして、ことしの事業費は3,000万ということで、実測線調査設計が800万、これが工事費と事務費というふうな内訳でありますけれども、7丁目線についても拡幅はしないで現状の道路敷地の中で現状の幅員で実施するという計画でありまして、かつ車道部については路盤改良まではしないで舗装のやりかえだけにして、歩道のみすべてやりかえるというような考えで進めております。それで、幅員が狭いものですから、補助金の対象になるということにはならなかったものですから、今回についてはこの7丁目線については3,000万丸々過疎債の充当ということで考えておりますので、1路線について言えば起債額としては若干多いのかなと、そのまま起債額になってしまいますので、多いのかなというふうには受け取られるかもしれませんが、そういった理由からでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） なければ、質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成19年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議場の時計で4時10分まで暫時休憩いたします。

休憩 午後 3時57分

再開 午後 4時10分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎議案第2号

○議長（石神忠信君） 日程第16、議案第2号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第2号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第2号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

1ページ、歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ705万3,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,646万9,000円とするものであります。

事項別明細書5ページ、歳出からご説明いたします。1款総務費、1項1目一般管理費、既定額に645万円を追加し、882万6,000円とするものです。13節委託料で後期高齢者医療制度の実施に伴うシステム改修に係る委託料の計上でございます。

2款保険給付費、1項1目退職被保険者等療養費につきましては、既定額に60万3,000円を追加し、79万7,000円とするもので、19節負担金補助及び交付金で退職被保険者等療養費を前年度実績にて計上いたしましたが、受診者の増に伴い不足が生じることから、追加するものでございます。

歳出総額、既定額に705万3,000円を追加し、2億9,646万9,000円とするものでございます。

4ページ、歳入では、3款療養給付費交付金、1項1目療養給付費交付金で60万3,000円を追加し、4,794万円とするもので、退職被保険者等療養給付費交付金を追加するものでございます。

8款繰入金、1項1目一般会計繰入金で645万円を追加するもので、後期高齢者医療制度に係る国保システム改修に係る一般会計からの繰入金でございます。

歳入総額、既定額に705万3,000円を追加し、2億9,646万9,000円とするものでございます。歳入歳出それぞれバランスをとっております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第2号について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 平成19年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第17、議案第3号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第3号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算につきましては、竹内保健福祉課参事に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 竹内保健福祉課参事。

○保健福祉課参事(竹内義博君) 議案第3号 中頓別町介護保険事業特別会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをお開きください。歳入歳出予算の補正、第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ97万9,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,820万1,000円とするものでございます。

それでは、6ページをお開きください。歳出の事項別明細書からご説明をいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費につきましては、それぞれ既定額に58万6,000円を追加補正し、184万7,000円とするものでございます。これにつきましては、13節の委託料で後期高齢者医療制度に伴う介護保険システム改修事業の委託料で58万6,000円を組ませていただきます。

次の4款地域支援事業費につきましては、既定額に39万3,000円を追加補正し、349万6,000円とするものでございます。

1項介護予防事業費、1目介護予防特定高齢者施策事業費につきましては、既定額に53万6,000円を追加し、81万円とするもので、これにつきましては9節の旅費でリハビリ教室の費用弁償ということで28万4,000円、それから13節の委託料でリハビリ教室の委託料で25万2,000円を補正させていただくということで、53万6,000円の補正ということでございます。

それから、2目の介護予防一般高齢者施策事業費につきましては、既定額に11万8,000円を追加し、166万5,000円とするもので、内容としましては11節の需用費で印刷製本費で1万1,000円、それから13節の委託料では生活管理指導短期宿泊事業委託料で10万7,000円を組ませていただくということで、この生活管理指導短期宿泊事業につきましては、当初その下の2項の包括的支援事業・任意事業費の5目の任意事業費で予算を38万1,000円組んでおりましたけれども、予算措置後、道からの指導により科目の更正を今回行うものであり、また金額によりましては現状に合わせた形での金額ということで10万7,000円を組ませていただくということになりました。

2項包括的支援事業・任意事業費につきましては、既定額から26万1,000円減額補正の102万1,000円とするもので、4目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費では既定額に12万円の追加で12万5,000円とするもので、これにつきましては8節の報償費で講師報償費12万円を組ませていただいております。これは、神経内科ケアマネジメント事業ということで、その講師報償費でございます。

5目の任意事業費につきましては、38万1,000円の減額補正で、12万円とするものでございます。これにつきましては、先ほど言いましたように生活管理指導短期宿泊事業委託料ということで38万1,000円を減額させていただいております。

歳出の合計額、既定額に97万9,000円を追加補正し、1億8,820万1,000円とするものでございます。

次に、4ページをお開きください。歳入についてご説明をさせていただきます。1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料につきましては、それぞれ7万5,000円の追加補正で、2,737万8,000円とするものでございます。これにつきましては、2節の現年度分普通徴収保険料の追加でございます。

2款の支払基金交付金、1項支払基金交付金、2目の地域支援事業支援交付金につきましては、既定額に20万2,000円を追加補正し、76万6,000円とするもので、これにつきましては現年度分で20万2,000円を追加補正するものでございます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金につきましては、既定額に5万8,000円を追加し、1,584万8,000円とするもので、2目の地域支援事業交付金（介護予防事業）では、既定額に16万3,000円を追加し、61万8,000円とするものでございます。

3目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、既定額から10万5,000円を減額補正し、41万4,000円とするものでございます。

次の4款の道支出金、2項の道補助金、1目の地域支援事業交付金（介護予防事業）につきましては、既定額に8万1,000円を追加補正し、30万8,000円とするものでございます。

次に、2目の地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、既定額から5万2,000円を減額補正し、20万7,000円とするものでございます。

6款繰入金、1項一般会計繰入金につきましては、61万5,000円を追加補正し、

2, 778万9, 000円とするもので、2目の地域支援事業繰入金（介護予防事業）では、8万1, 000円の追加補正で、30万8, 000円、それから3目の地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては既定額から5万2, 000円を減額補正し、20万7, 000円、4目のその他繰入金ということで、既定額に58万6, 000円を追加補正し、482万5, 000円とするものでございます。

歳入の合計額、既定額に97万9, 000円を追加補正し、1億8, 820万1, 000円とするもので、歳入歳出のバランスをとらせていただいております。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第3号を採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号 平成19年度中頓別町介護保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで4時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時35分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎選挙第1号

○議長（石神忠信君） 日程第18、選挙第1号 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

この選挙は、地方自治法第291条の5、北海道後期高齢者医療広域連合規約及び広域連合の議会の議員選挙に関する規則に基づいて行います。

広域連合規約第7条第2項第4号に定める町村議会議員の区分における定数は、8名です。

本年5月25日から同月31日までの候補者推薦届け出の受け付け期間内に届け出があったのは、北海道町村議会議長会による団体推薦候補8名及び個人推薦候補1名です。よって、定数を上回る9人となり、選挙を行うものです。

なお、広域連合規約第8条の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数によって当選人を決定することになりますので、当選人の報告及び当選人への告知は本日は行いません。

それでは、候補者名簿を配ります。

(候補者名簿配付)

○議長(石神忠信君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 配付漏れなしと認めます。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長(石神忠信君) ただいまの出席議員は8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、本多さん及び柳澤さんを指名します。

投票用紙を配ります。

事務局長より配付いたします。

(投票用紙配付)

○議長(石神忠信君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を点検します。

立会人の方、点検をお願いします。

(投票箱点検)

○議長(石神忠信君) 異状なしと認めます。

念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。投票用紙に候補者1名の氏名を記載の上、点呼に応じ順次投票願います。

点呼を命じます。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次投票願います。

(投票)

○議長(石神忠信君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

本多さん、柳澤さん、開票の立会をお願いします。

(開票)

○議長（石神忠信君） 選挙の結果を報告します。

投票総数 8 票。これは、先ほどの出席議員数に符合いたしております。

そのうち、有効投票 8 票、無効はゼロ。

有効投票のうち、本吉元弘さん 6 票、中橋友子さん 2 票、以上のとおりです。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（石神忠信君） この選挙結果を当職から北海道後期高齢者医療広域連合議会議員選挙長に報告をいたします。

◎時間の延長

○議長（石神忠信君） 本日の会議時間は、議事日程を本日中に終わらせるために、あらかじめ延長したいと思います。

◎発議第 1 号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第 19、発議第 1 号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書（案）の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3 番（東海林繁幸君） 発議第 1 号。

中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。賛成者、同じく、西原央騎。

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書（案）。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

意見書案について朗読いたします。

地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に
関する意見書（案）

平成 17 年に閣議決定された京都議定書目標達成計画では、京都議定書に基づく我が国の温室効果ガス削減約束を達成するため、年間 1,300 万炭素トン を森林吸収で確保することとしている。

また、政府は 19 年度から 24 年度の 6 年間に おいて毎年 20 万 ha の追加的な森林整備が必要としており、平成 19 年度当初予算案等において、約 23 万 ha の追加整備に必要な予算として 765 億円を決定したところである。

しかしながら、長期にわたる林業採算性の低下等により森林所有者の施業意欲が減退していることに加え、地方公共団体も極めて厳しい財政状況にあることから、間伐等の森林吸収源対策を着実に実施することが非常に困難な状況にある。

よって、国においては、森林吸収源対策の着実な推進を図るため、森林所有者が意欲を

持って林業経営に当たることができるよう次の事項について要望する。

記

- 1 林業採算性向上のための施策・制度の一層の充実を図ること。
- 2 森林所有者及び地方公共団体に対する新たな財政措置を実現すること。
- 3 企業の社会貢献による森林づくりなど森林整備を社会全体で支えるための制度を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成19年6月6日。

提出先、衆議院議長、河野洋平殿、参議院議長、扇千景殿、内閣総理大臣、安倍晋三殿、総務大臣、菅義偉殿、財務大臣、尾身幸次殿、文部科学大臣、伊吹文明殿、厚生労働大臣、柳沢伯夫殿、農林水産大臣、赤城徳彦殿、経済産業大臣、甘利明殿、国土交通大臣、冬柴鉄三殿、環境大臣、若林正俊殿。

北海道中頓別町議会議長、石神忠信。

以上の文案でございますが、ここで私どもとして、これは聞きなれない文言がありますので、少し調べさせていただきましたので、少し説明いたします。まず、一つは、炭素トンという単位でございます。炭素トンとは、京都議定書が平成17年に発効されて、削減対象とされた温室効果ガスを炭素、Cですよ、または二酸化炭素をCO₂と言っておりますが、この質量を換算したということでありまして、炭素トンとは、二酸化炭素、いわゆるCO₂中の炭素分の質量に換算してあらわしたものでありまして、1炭素トンとは約0.27二酸化炭素トンの関係にあります。これは、いうならば1炭素トンの約4分の1が二酸化炭素トンであるという一つの目安であります。それと、1,300万トンという、この数字でありますけれども、1,300万トンの数字は二酸化炭素トン、炭素換算で約3…失礼いたしました。京都議定書によって我が国では基準年が1990年の温室ガス排出量12.6億二酸化炭素トンを第1約束期限、これが来年から12年までの5年間で、この中で6%削減するという目標を立てています。この6%の削減に対して、削減目標の達成にカウントできる、森林吸収分を見てもらえるということでありまして、その上限が6%のうち3.8%なわけです。その3.8%が1,300万炭素トンと。言っている私もよくわからないのですけれども、聞いている皆さんも難しいと思うのですが、要するに森林吸収をさせるという3.8%の約1,300万炭素トンの目標を達成させるには、110万炭素トンが不足すると今予測されているのです。そこで、このために吸収できる実態をつくらうというのが今回の意見書案でございます。

どうかわかってください。よろしく申し上げます。

○議長（石神忠信君） 詳しい説明、どうもありがとうございました。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、これより討論を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 地球温暖化防止に向けた森林吸収源対策の着実な推進に関する意見書は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長(石神忠信君) 日程第20、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件につきましては、お手元に配りましたとおり派遣することにしたと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件はお手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第21、閉会中の継続調査の件を議題とします。

いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配りました申し出のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎閉会の議決

○議長(石神忠信君) お諮りします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定によって本日で閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会の宣告

- 議長（石神忠信君） これで本日の会議を閉じます。
平成19年第2回中頓別町議会定例会を閉会にいたします。

(午後 4時54分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員